

政策資料

No.230

《復刊125号》
1985年11月1日

巻頭言 岩垂寿喜男1

特集

- 1986(昭和61)年度予算概算要求の問題点2

資料

- 第103回臨時国会闘争方針39
- 行革具体化方策の閣議決定について40
- 「村山調査会」の中間報告に関して
(談話)41
- 国鉄解体方針に強く抗議する(談話)42
- 伊方原発3号炉第2次公開ヒアリング
についての申し入れ43
- 桜島火山対策に関する申し入れ44

日本社会党政策審議会

言頭巻



GNP—%枠雜感

岩垂寿喜男

政策担当中央執行委員

となることを覚悟する必要があります。

「その二」

一二兆円の防衛費とレーザー光線、光ファイバー、半導体、ロケット技術などをふくむ先端技術のドッキングの懸念にふれざるをえません。

いま防衛費 GNP—%枠の問題が最大の政治課題となつています。

らかにこれらの原則を逸脱するものに外なりません。

つまり二一世紀には日本の GNP は現在の二倍の六〇〇兆になる

わけです。日本の軍需生産はまだそれほどのものではないとしても、防衛費がこれだけの額になつたとき、それが占めるウェイトは決して小さくありません。

つまり二一世紀には日本の GNP は現在の二倍の六〇〇兆になる

わけです。

GNP—%枠問題は、単に数字の問題ではなく、専守防衛・他国に脅威を及ぼさない・軍事大国にはならない・非核三原則を厳守する・国民生活とのバランスを重視する、という原則が前提であることはいうまでもありません。

わたしは、これらの点を指摘することとあわせて配慮すべき問題を若干提起してみたいと思います。

GNP—%枠突破のねらいがアメリカの要請に応えて二%（NATO は三%）をめざすものであることは明白であります。

GNP—%枠突破のねらいがアメリカの要請に応えて二%（NATO は三%）をめざすものであることは明白であります。

第三位に位置することになります。世界で三番目の軍事力をもつた日本が「平和憲法をもつています」といつてもそれは国際的には通用しないといわざるをえません。

軍需生産が産業構造のほかに一定のシェアを占めたとき、あともどりができないことは歴史が示すところであります。

わたしたちは、日本の経済発展が諸外国とくらべて順調であつたのは「軍費」というムダな投資を最小限にとどめてきたからである——ガルフ戦争——という指摘を改めて強調せざるをえません。

「新しい中期計画」の総額一八兆四、〇〇〇億という閣議決定は、一%を超える既成事実であり、明

のであることも改めて強調せざるをえません。

そこで日本の GNP の伸びを展望してみますと年四～五%ということになつています。五%成長率の場合、GNP が三倍になるには一四年かかると計算されます。

「ころもの下に鎧」という言葉がありますが、鎧が大きくなつてしまい、ころもが合わなくなつてしまいます。一%枠突破はこうして「改憲」の既成事実に大きくふみ出すこと

特集

一九八六（昭和六一）年度予算概算要求の問題点

日本社会党政策審議会

〔概算要求全体の性格と問題点〕

七月二六日の閣議で決定された「六一年度予算案概算要求基準」にもとづいて各省庁の概算要求が八月三一日に締め切られたが、その内容はわが党が再三にわたって政府・自民党に申し入れてきた“軍縮・内需拡大型”予算編成を展望したものとは異なり、依然として軍事費突出・国民生活抑圧とりわけ福祉・教育費削減を基調にして国民の期待にこたえるものとはなっていない。

た。これは、七月二二日の臨時行政改革推進審議会が明らかにした「増税なき財政再建」による歳出削減という予算編成方針すなわち財界の意向にそつた臨調行革路線に立つた財政運営を続けようとするもので、これは今日わが国のかかえている問題への積極的対策を放置した無責任な対応といわざるえない。

対外経済摩擦対策、内需主導による成長路線への転換、高齢化社会にそなえた福祉政策の充実、財政再建への展望、さらに世界の軍縮に向けての貢献等々に対して、政府は場当たり的あるいは逆行する政策を講じていているのが現状である。

□ 政府の予算編成の限界 □

政府は来年度予算編成の最優先課題を特例公債の減額すなわち六五年度特例公債依存体质からの退却におき、「経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%」という三年連続の厳しい歳出削減の概算要求基準を設定し

種の規制緩和を軸にしているにすぎず、これでは内需拡大による貿易の不均衡是正の効果も大きくな期待できないだけでなく、国民生産向上の条件整備逆行する事態（国有地の売却、地価の上昇等）をも招くおそれがある。いまや、政府の歳出削減に偏った予算編成は内外の二つの面から転換を迫られてきている。

□ 概算要求案の具体的問題点 □

概算要求予算で第一に問題として指摘しなければならないのは防衛関係費の特別増額の扱いである。国債費と地方交付税を除いた一般歳出を前年度比で一・四%増と抑制したなかで五年連続の優遇増を認めていることは、「防衛関係費も特別扱いしない」という政府の約束のいいかげんさを暴露しているだけにどまらず、軍縮を求める国際世論を逆なでしる。それにもかかわらず、政府の内需拡大策はいわゆる民間活力の発揮とそのための各

るをえない。中期防衛力整備計画により今後五年間の防衛関係費の総額が一兆八〇〇〇億円（今年度価格）と明示されたことによつて、対GNP比一%枠という「歯止め」の実質的な突破を政府が図つたことから、次年度以降防衛関係費の聖域性が一段と強まるのは必至である。

第二に、社会保障関係費の削減が経済的に弱い層に集中するという形で、福祉社会の充実路線からの反転が進んできていることである。社会保障関係費の削減、圧縮は当然増が多いというその性格からして影響するところは大きい。過去四年間（五七年度～六〇年度）の削減策は、①厚生年金の一部繰り延べ、②国民年金の平準化、③医療費の適正化、④医療保険制度の改革、⑤高率補助金の一割カット、⑥政管健保への補助金削減、等であるが、最早制度の抜本的改革（改悪）をしなければ歳出削減は困難な事態に追いこまれているといふ。「活力ある福祉社会」どころか老人医療費の負担増（外来四〇〇円→一、〇〇〇円、入院一日三〇〇円、二ヶ月限り→一日五〇〇円、期限なし）を求める政府案では高齢者から「氣力を奪う高負担社会」といわれても仕方がないだろう。

第三には、生活関連支出の抑制と裏腹にいわゆる受益者負担の増大が高まることである。国鉄運賃の平均五%の値上げ（六一年九

月予定）、消費者米価の値上げ、国立大学の授業料の値上げ、さらに私学助成の抑制から私立大学の授業料等が目論まれているし、国の財政赤字が地方自治体に転嫁されていけば自治体でも各種料金の値上げを迫られ、勤労者の家計の実質的可処分所得は伸び悩むことになろう。

第四には、国と地方との関係では地方への負担転嫁が進められようとしていることである。高率補助金の一割カットは今年度限りの措置であるとされているが、政府の補助金問題検討委員会をはじめ地方への補助金の整理についてのあり方を見直す方針が明らかにされている。そこでは、今年度の五、八〇〇億円の補助金削減を恒常的な措置とするために零細補助金、奨励的補助金を中心的に整理すると伝えられるが、補助率、交付基準の引き下げの内容いかんでは地方自治体の負担増あるいは、住民の福祉水準の低下につながる補助金整理も実施されかねない。また、国の財政に比較して地方財政は良好との観点から国が地方に借金したい（＝交付税の圧縮）意向もあるという。地方自治体財政の実態を無視し、地方分権に反する対応は到底許されない。

□ 来年度予算の課題 □

来年度予算の課題はまずもつて、内需主導の成長経済に転換するための役割を担うこと

が欠かせない。わが国経済で個人消費の伸び悩みが指摘されて久しいが、賃金が抑えられ、福祉給付が伸びず、公的負担が増加する状況では当然の結果である。政策的に可能な所得減税を大規模に実施し、あわせて低所得層への給付を高めることが必要である。

第二には、高齢化社会の生活基盤整備と地域社会の形成を展望し、あわせて内需拡大にも資するための社会資本形成をすすめることである。住宅、都市再開発、防災、緑の国土保全等のための重点投資を図ることが求められている。

第三には、防衛関係費の特別扱い、聖域的扱いをやめることである。当面、GNP一%枠を厳守するとともに計画的削減に着手することが平和憲法を擁するわが国の国際的責務である。

第四には、財政再建に不可欠な税制改革についての中長期的展望を明らかにすることである。現行不公平税制と国民各層間の負担の不公平の実態が十分に示されないままに、「増税なき」の方針がうち出され、その一方では、大型間接税導入によって負担の不公平も是正され、財政赤字も克服できるかの如き対応も行われようとしているが、これでは国民の信頼は得られない。国民に知らしむことから財政再建への合意と方途を形成すべきときである。

〔防衛厅関係〕

一、「対GNP比一%」制約破棄型の概算要求

一九八六年度防衛予算概算要求は、対前年度（八五年度）伸び率七・〇%、二、一九七〇円増で、総額三兆三、五六八億円である。

これは、四年連続の「原則マイナス要求基準」を採用した八六年度概算要求のなかにあって、他の予算項目に類例の無い突出を示しており、政府部内において防衛予算「聖域化」が完全に定着したことを露呈したものである。

さらに、この「聖域化」を踏まえて、八六年度防衛予算概算要求は、防衛予算の「対GNP比一%」制約の破棄を要求したものにはならない。大蔵省の「財政の中期展望」（八六年度の名目経済成長率を経企庁の「八〇年代経済社会の展望と指針」で示された成長率六・七%の中央値である六・五%と予測）および八五年度GNP政府見通し（三一四兆六、〇〇〇億円）をもとにした試算上の八六年度「対GNP（三三五兆五〇〇億円）比一%」をそれら明らかに突破しているからである。GNP基準改定に左右されるとはいえ、すでに、「対GNP比一%」との差額が八九億円しかな

い今年度防衛予算において、計算上、人件費の一・六七%（一%引き上げ分の一三三億円は引上済み）以上の引き上げは「対GNP比一%」突破を意味しているが、これに引き続

く来年度の「対GNP比一%」突破型予算の要求は、「専守防衛」「非核三原則」とならんでわが国の防衛政策の規定要因となってきた「防衛費対GNP比一%」制約の公然たる破棄を企図したものなのである。

二、「専守防衛戦略」転換の突破口

このように、防衛政策の定量的制約を破棄する目論みが込められた八六年度防衛予算概算要求の背後には、防衛政策のいま一つの定性的制約である「専守防衛戦略」転換の危険な企図が秘められているのである。

いうまでもなく八六年度防衛予算概算要求は、防衛費総額約一八兆四、〇〇〇億円程度（八五年度、対GNP比一・〇三八%（経企庁の「八〇年代経済社会の展望と指針」に基づく実質成長率四%程度での試算によれば期初年度の所要経費の要求である。そして、この八六年度防衛予算によってその突破口が切り開かれる「中期防衛力整備計画」の企図するところは、「シーレーン洋上防空」構想に象徴される「地点防衛」から「広域防衛」への

自衛隊の防衛構想の転換であり、「専守防衛戦略」から「前方防衛・反撃戦略」への戦略上の脱皮と飛躍だからである。

近年の「防衛白書」は今日の戦略環境を「軍事力を基幹とする東西両陣営の対峙はグローバルな規模のものとなり……国際軍事情勢は厳しく、複雑かつ流動的」としたうえで、予想される侵略規模についても「極東ソ連軍の著しい増強と行動の活発化により、大規模武力紛争の公算が大きい」と述べて、「防衛計画の大綱」の構想した安定した「米ソデタンクト」

下の「限定的かつ小規模な侵略」への対処。「専守防衛戦略」の転換を暗示していた。事実、レーガン政権の「対ソ同時多発戦争戦略」は、NATO正面をはじめとして、北大西洋のG・I・UKギャップ（グリーンランド・アイスランド・英国）、北太平洋の宗谷・津軽・対馬の三海峡地域等における対ソ戦争に備えるものであり、「脅威の強い死活的利害のかかっているすべての海域に進出しソ連海軍の脅威を撃破する」（レーマン海軍長官）ために、政権発足以来その態勢を着々と固めつゝある。一方、これに対してもソ連は、ヨーロッパ正面でNATOと対峙しつつ、北大西洋・ノルウェー海域における最大規模の演習、太平洋艦隊による初の中部太平洋「海上交通線破壊」演習、極東ソ連軍によるオホーツク海

(いずれも八五年)するなど、近年、その多正面対処能力を著しく向上させつつある。このような軍事情勢の下、日本周辺の三海峡は米ソ双方にとって太平洋・オホーツク海・日本海をめぐるシーコントロール(海域の自由使用)の死命を制するチョーク・ポイントと化しているのである。

このような「国際軍事情勢に対応しえる防衛力の整備」をその整備方針にうたつてゐる「中期防衛力整備計画」は、米国の「対ソ同時多発戦争戦略」の極東・北西太平洋における一翼を担うべく、「防衛計画の大綱」の「専守防衛戦略」を実質的に破棄して、自衛隊を三海峡封鎖(シーレーン防衛)・戦略制海作戦を基軸とする「前方防衛・反撃戦略」を遂行する「広域防衛」軍へと飛躍をさせんとする危険な構想なのである。この戦略上の転換こそが「対GNP比一%」制約突破の原動力に他ならない。

三、「前方防衛・反撃戦略」態勢形成の主要戦力

「前方防衛・反撃戦略」態勢の形成を企図する「中期防衛力整備計画」の初年度予算として位置付けられた八六年度概算要求は「防衛計画の大綱」の「専守防衛戦略」の下で、航空自衛隊(「防空軍」、海上自衛隊(「対潜海軍」、陸上自衛隊(「一地固守の防御地上軍」

として育成されてきた自衛隊を、「前方防衛・反撃戦略」を担う統合軍へと変貌させる内容となつてゐる。

航空自衛隊は、総額八、八四八億円(対前年度比六・九%増)を計上し、「海上防空」を始めとする「航空侵攻・制空作戦」のための攻撃的航空戦力へと変貌しようとしている。その中軸となる決戦兵器F-15戦闘機(平均価格一〇九億円)は、一八機(総額一、〇五七億円、初年度要求額二億三、七〇〇万円)を調達、以後「中期防衛力整備計画」完成時の総整備数一八七機とし、一〇飛行隊中七飛行隊をF-15で編成することを目標としている。また、防空戦力としてナイキにかわって電子線能力・低高度目標対処能力・機動力・多目標対処能力・射程距離にすぐれた地対空誘導弾ペトリオットを一個高射群分(四ファイア・ユニット/二〇発射機で総額一、一五億円、初年度要求額八、八〇〇万円)調達し、それ以降「中期防衛力整備計画」完成時で教育所要合わせて七個群中六個群がペトリオットとなる。また、部隊の機動展開・空挺作戦支援など空中輸送能力の強化のため

度比九・七%増)を計上して三自衛隊中最高の増額を果たし、「対潜作戦」から「海上防空・戦略制海作戦」(防衛すべき目標・シーレーンと隔離した海域において防衛目標に指向する敵戦力を無力化する作戦であり、敵基地における撃破や作戦海域への進出経路における洋上要撃・三海峡封鎖作戦など)を遂行する制海戦力に転換しようとしている。

対空・対潜・対艦の総合的能力を重視する

制海艦隊の水上戦力は、「中期防衛力整備計画」完成時に総整備数六二隻、護衛艦隊八隻体制(DDH×1、DDG×2、DD×5)、地方隊六隻体制(DE、DDA、DDK)の完成を目指して護衛艦DD(三、四〇〇t、平均価格一〇九億円)一隻とDE(一、九〇〇t、平均価格二九三億円)二隻の調達(三隻合計一兆九二億円、初年度要求額七億三〇〇万円)を要求している。また、海上防空能力・水上打撃力の向上を図るために対空・対艦ミサイル装備艦の整備(五九隻中ミサイル装備艦三七隻)など艦隊防空能力・個艦防空能力の向上を図ることとしている。対潜戦力を構成する潜水艦は、水中航続能力とハープーン対艦ミサイル搭載能力増強による対艦打撃力の向上のため従来より一回り大型のSS(二、四〇〇t、平均価格四四六億円、初年度要求額一億六、八〇〇万円)一隻の調達を要求している。対潜戦力の主力兵器である対潜

哨戒機は、「中期防衛力整備計画」完成時におけるP-3C総数一〇〇機、陸上対潜部隊一六個隊体制の完成を目指して、ハープーン搭載によつて対艦打撃力をも備えたP-3C（平均価格一一八億円）一二機（総額一、四二一億円、初年度要求額〇円）の調達を要求している。また、対潜ヘリHSS-2Bを一五機（総額三五〇億円、初年度要求額二億円、七〇〇万円）調達し、「八八艦隊」（DDH一隻×対潜ヘリ三機搭載、DDG二隻、DD五隻×対潜ヘリ一機）とP-3C、潜水艦隊との立体的な対潜作戦を遂行しようとしている。さらに、三海峡（シーレーン）逆封鎖などにそなえて音響・磁気複合掃海能力を持つ新型掃海ヘリMH-53E四機（総額二二七億円、初年度要求額一億七〇〇万円）の導入を要求している。

陸上自衛隊は、総額一兆二、三一一億円（対前年比六・〇%増）を計上し、通渓阻止作戦、着上陸侵攻阻止・水際撃破自隊・地域防空作戦を遂行しつつ、時期を見て「攻勢」に転じる「決戦防衛」の地上戦力に転化しようとしている。

陸上機動打撃力の決戦兵器七四式戦車は、六五両（総額二五九億円、初年度要求額〇円）を調達、「中期防衛力整備計画」完成時においては八〇式新戦車も含めて二四六両を調達して総数量一、二〇〇両を整備、師団の近代化

・編成の多様化を行ない、戦車の六〇%を北海道・青森に集中配備することによつて即応態勢の向上を目指している。また、対機甲機動戦力として対戦車ヘリAH-1Sを八機（総額二〇三億円、初年度要求額一億円）調達して二個隊目を新設、「中期防衛力整備計画」完成時には五個隊の創設を目指している。対機甲野戦火力は、一五五ミリ榴弾砲FH7〇四七門（総額一六三億円、初年度要求額〇円）、二二〇ミリ自走榴弾砲一二門（総額四五億円、初年度一億九〇〇万円）を要求。地域・自隊防空戦力としては、地対空誘導弾ホークの改善（改良ホーク改善II型）一・五個群、八一式短SAM一一基、携帯短SAM五基の調達が要求されている。さらに、上陸阻止火力としても有効な七九式対舟艇対戦車誘導弾発射装置三一基（一八億五、五〇〇万円、初年度〇円）が計上されている。また、空中機動力の強化のためCH-47五機（二九六億円、初年度〇円）の導入が計画されている。

〔科学技術庁関係〕

さらに、継戦能力の向上のため、弾薬備蓄に一、六一二億円（対前年度比一一%増、新規契約ベース）を計上、また、中央指揮システムの円滑化、通信回線の自営化、海上自衛隊の米海軍通信衛星フリーサットを利用するUHF通信交換装置八隻分の調達などC³1能力の向上も図ろうとしている。MEなど日本

の技術力を兵器に体化させるための研究開発費は、六六五億七〇〇万円（総額の一・九%）を要求、師団対空情報処理システムの開発、艦／空対艦ミサイルや格闘戦用空対空ミサイルの開発などを計画している。

演習では、八六年五月のリムパック86に「八八艦隊（護衛艦八隻・対潜ヘリ八機）」「P-3C八機、最新鋭潜水艦一隻で構成する対空・対水上・対潜作戦遂行可能な海上戦闘グループ」を派遣し、制海艦隊としての戦力統合能力の向上を図ろうとしている。また、八六年には、今年度の日米共同統合指揮所演習を踏まえて、初の日米共同統合実動演習を計画、三自衛隊の統合運用体制と日米両戦力の有機的な指揮・協力体制強化など日米共同作戦計画の遂行能力の向上を企図している。

れ、横路知事も明確に反対の意を表明し、事前調査についても容認しないことを明言しているにもかかわらず、本年度に引き続き予算が組まれている。国会答弁においては、知事の同意や隣接自治体の同意なくして進めるのではないと言つておきながら。原子力基本法の「自主・民主」の原則が、ここでもすっかり古にされている。

「術序概算要求の問題点」でも次のように述べている。

「原子炉や周辺主要配管の中性子や水素等による脆化が、アメリカでも日本でも当初予測された以上に速く進行し、三〇年（→四〇年）間稼動させるうえで、脆化が進んでいる

く同様である。小さなパイロット・プラントでさえ解決不能な腐食の進行で、まともな稼動が不可能であるとの如きに、大型商業施設を、しかも大地震が時々起る軟弱な場所に強引につくろうとして、電事連のために多額の国家予算を計上しているのだから言語道断である。

無比な大事故になりかねない。「原子力安全白書」によれば、新しい炉は事故が少なくなるたという。しかし新しい時期に事故が少ないことは当然であるし、また新設を重ねることによって初期トラブルを少くすることができるようになるのも当然である。

大間の新型転換炉（実証炉）についても、漁協の総会で三分の二以上の正組合員が反対投票しているのに予算を計上しているのは、同様に許し難いことである。「むつ」新定係港建設推進も恥の上塗り以外の何物でもない。

近くに群発地震の巣があり、地下水位が高く、地質は軟弱で透水性も高く、近くにかなりの人口をもつ幌延が、高レベル廃棄物の貯蔵・処分センターに不適であることは一目瞭然であるが、さりとて日本列島のどこを見て立地条件を探し出すことは不可能であろう。そこであるかぎり、原発のような大型原子炉の建設や運転は当初から避けるべきであつ

問題はどの原発も、比較的若い時期は大過なく稼動できたとしても、老化して脆化が進んでからどうなるかである。このことは米国原子力規制委員会（NRC）で問題にされていて、「以上に、地震国日本では深刻な問題である。」

同じECCS（緊急炉心冷却装置）が作動して炉壁を急冷する場合でも、新しい時点では安全であっても、一五〇気圧の高圧で三～四〇〇年もの間に金属疲労が進んでいる時としては、炉が破裂する恐れさえ生まれる。

同じECCS（緊急炉心冷却装置）が作動して炉壁を急冷する場合でも、新しい時点では安全であつても、一五〇気圧の高圧で三〇～四〇年もの間に金属疲労が進んでいる時とでは、炉が破裂する恐れさえ生まれる。

第二に、ジャンボ機の墜落事故によつて、「金属疲労」がようやく重大視されるようになつたが、これはわが党がかねてから警告してきたところである。例えば一年前の「科学技

第三に、青森県民の県民投票を求める直接請求が無視され、下北半島に強引に建設させようとしている大再処理工場や低レベル放射性廃棄物貯蔵・処分場等についても、まつさ

の予算が計上されているのは重大である。S

D I に協力する中曾根首相のもと、われわれは宇宙開発のいかなる軍事的利用をも容認することはできない。

これらと対照的に、勤労国民にとって必要な不可欠な例えは「防災科学技術の研究開発の推進」では、「地震予知の研究」に九・一億円、「震災対策の研究」に五・五億円、「雪害対策の研究」に一・二億円弱しか計上されていない。

ソフトエネルギーをはじめとする無公害エネルギーの開発等には、依然としてほとんどゼロ要求である。こうした科学技術庁の政策と予算は根本的に改めねばならないことが誰の目にも明らかになっている。

〔環境庁関係〕

一、臨調行革下の環境行政の後退

一九八六年度環境庁予算は、現在策定作業が本格化している「環境保全長期構想」に、現実的な根拠を与えるうえで、極めて重要なものとなっている。同庁は、この「構想」を先取りする意味で、近年予算編成に当つては、その施策全体の基本目標を集約し、環境保全

型社会の実現」を標榜してきた。

環境庁によれば、「環境保全社会」とはOECDが從来主張してきた、「あらゆる社会・経済プロセスへの環境配慮の統合」という考え方や、西ドイツ、フランスなどで実践的な意味をもつて「エコロジー」と同趣旨のものだとされている。

しかし、このような環境保護への主体的、実践的な意義づけを附与された環境政策上の基本方向が明示されているにもかかわらず、近年の環境庁予算は、臨調行革下の環境行政の縮小と、後退を証明し、国民の期待と信頼を大きく裏切り続けてきた。そして、八六年度環境庁予算概算要求もまた、この環境（公害）行政の後退姿勢を既定化するものでしかなかつたのである。

第三は、「地域に立脚した環境保全施策の展開」（一億九、八〇〇万円、七・九%減）

で、瀬戸内海環境保全対策の一環である特定海域における窒素発生負荷量等調査費の新規予算化が図られた他は、おおむね従前通りである。第四は野生動物（鳥獣）の保護、自然環境保全を主眼とした「自然環境の保全及び緑化の推進」（三二億五、八〇〇万円、四・五%減）である。第五は、「公害による健康被害者の救済」（前年度実績で、八五年末までの医療費動向や公害病患者数の推移をみて最終的に確定されるためその分、要求額は暫定的である。

二、八六年度環境庁予算の基本構造

1 七つの重点課題

八六年度環境庁予算の概算要求額の総額は、四二三億五、三〇〇万円で、対前年度比一・五%減の四年連続マイナス要求となつていて。ただし、この要求額においては、公害健康被害補償制度に関する諸費用が、八五年末までの医療費動向や公害病患者数の推移をみて最終的に確定されるためその分、要求額は暫定的である。

概算要求の全体の構成及び重点課題の柱

は、以下の七つにおかれている。第一は、「安全で良好な環境の確保」（七一億七、八〇〇万円、対前年度比一・七%減）で、交

通公害対策、都市型大気汚染防止対策、有

害化学物質対策が主なものである。第二は、

前年度までの「予見的・計画的な環境政策の展開」にかわって、「環境保全型社会の形成の促進」が政策テーマとしておかれ（三九億八〇〇万円、〇・一%増）、環境教育の推進や、国民の自主的な環境保全活動を支

えるためのナショナル・トラスト運動に関

するマニュアル作りや、近隣騒音防止のた

めモデルコミュニティ計画策定等をうちだ

している。

主なねらいとする「環境研究と情報の整備」（六九億七、九〇〇万円、三・六%減）である。第七は、「地球的規模の環境保全と国際協力の推進」（二億一、九〇〇万円、六・五%増）である。

2 コマ切れ的予算要求方式

以上七つのテーマを掲げて構成された概算要求にあって、新たに提起された要求項目を数え上ると三五項目にわたっている。しかし、それらの多くは、いずれも百万円単位の少額要求となつており、事務経費なりいざしらず、これらが政策形成費に該当する部分のものではとても考えられない。七つのテーマのそれぞれに及ぶ政策遂行の実効性は疑わしい。

この例に見られるように環境庁の予算編成は、ひどくこま切れ的であり、「環境保全型社会」の実現に向けた問題——政策形成の企画・調査、及び開発問題等に関しては他省庁との主導的な調整の任務を果さなければいけない立場の土台を自らの手で根本からつき崩しているのも同然なのである。重点化、選別化された問題意識をもつた予算要求の方式が指向されなければならぬい。

こうした後退的姿勢の予算要求の態度が、環境庁をして環境保護に大きな問題を

提起するに違いない、今日的課題への対応と取組みを遅らせることになつてもいる。中曾根内閣の総意になつていて「民活導入による大規模プロジェクトの大々的な展開や都市再開発の動向をみる限り、そこで生起する環境問題をぬきにして進められようとしており、概算要求をみる限り、このような選別化された重要な今日的急務の問題に主体的に対応しようとする環境庁の態度はみうけられないからである。他省庁まさか、地方自治体まかせの対応は環境庁の主導的立場を自らおとしめていると批判されても仕方がないところである。

こうした概算要求のなかにあって、とりわけ最重要課題となつているのが、大都市地域を中心とした交通公害対策と、有害物質対策である。とはいえた交通公害対策は、「大都市地域における窒素酸化物対策を進めるとともに、新たな大都市における自動車交通総量の抑制、低公害車の普及等を推進するための計画策定を図る」自動車走行実態に関する調査」「ディーゼル車排ガス規制強化の技術評価」「新たにメタノール車排ガスの調査等、窒素酸化物低減対策の調査」等にとどめおかれており、抜本的対策は先送りされているに等しい。

ここ二～三年間の調査どまりから、「新たな中・長期的観点からの総合的検討」をも

三、予算編成に対するわが党の政策要求

八六年度概算要求の決定に際し、わが党は総評とともに主要には次の各項目にわたつて、環境行政推進の立場から申し入れを行なつた。問題点の総括と今後の要求行動の指針として以下、その主なものを指摘してみる。

①環境アセスメント制度の法制化を断念することなく次期通常国会にその法案を提出すること。②原生的自然環境が破壊されている現状の回復と維持を図るために、自然公園法の見直しを図り、ナショナル・トラストに対する諸施策を講ずること。③公害健康被害補償制度の充実・強化。④バイオテクノロジなど科学技術の新展開が生む汚染の変化に

対応した十分なテクノロジー・アセスメント、リスク・アセスメントの事前、事後実施体制の整備と、有害化学物質対策の総合的、効率的実施体制を図る組織体制の確立。(5)「民活ブーム」にのった大型プロジェクトの実施に関しては、その検討段階で環境保全の立場から関与できる措置を講ずること。

〔法務省関係〕

一、人員問題について

法務局の業務は、年々登記事務をはじめ諸般の行政需要が増大し、また人権擁護業務に対する国民の需要が非常な高まりをみ要求である。

また、更生保護官署、出入国管理官署の職員、および刑務官についても増員が求められている。法務局の職員の増員は国民的な

三、施設の整備では、六一年度は、収容施設にその重点がおかれている。今後とも法務局等の老朽庁舎の改築、また、拘置所の増設等に力を入れるべきである。

よつて同事業に対する補助金の着実な増額が必要であるにもかかわらず、概算要求額が前年度と同額八、四〇〇万円にとどまつたのは残念であった。今後、同事業に法的基盤をつくり、さらに拡充すべきである。

この深刻な食糧不足―「飢餓」は、複合的な政治・経済・社会的な要因によつてもたらされたものである。「干ばつ」や「砂漠化」は人間による土地の乱用と土地生産力の喪失が主因であり、人口増大に伴う耕地の細分化や土地なし農民層の増大、換金作物重視のモノカルチャーバーによる食糧作物の生産縮小、石油危機や代替燃料確保の森林伐採、土壤流出、土地侵食・洪水などの複合的な経済・社会的要因への対応がその背景をなしているからである。

年度の穀物生産は二、二四五五万トンと前年一四%下回り、穀物輸入必要量は一、一二七万トンにのぼると見られている。このうち商業ベースで輸入可能な量は五二三万トンに過ぎず、残り七〇〇万トンが食糧不足―「飢餓」の拡大を予測させているのである。

この深刻な食糧不足―「飢餓」は、複合的な政治・経済・社会的な要因によつてもたらされたものである。「干ばつ」や「砂漠化」は人間による土地の乱用と土地生産力の喪失が主因であり、人口増大に伴う耕地の細分化や土地なし農民層の増大、換金作物重視のモノカルチャーバーによる食糧作物の生産縮小、石油危機や代替燃料確保の森林伐採、土壤流出、土地侵食・洪水などの複合的な経済・社会的要因への対応がその背景をなしているからである。

したがつて、これららの経済・社会的要因への対応と食糧作物を中心とする土地生産力の回復が緊急課題となつてゐる。土地なし農民層の都市への流入による都市の「スラム化・貧困化」とあわせて、後発途上国のこの都市と農村の「二重の貧困」への対応が、政府開発援助(ODA)の基本課題でなければならぬ。

二、ODA新中期計画と「戦略援助」への危険な傾斜

このような状況に対処するための増員の要求は省全体で五二九人であり、計画削減四四三人を差し引くと、わずか八六人と、まことにお寒いものでしかない。

二、法律扶助事業は、経済上の理由で法的救済を受けられない国民に対し、民事、家事、行政事件のために要する訴訟費用、弁護士費用等、裁判の費用を立て替え、また弁護

の食糧不足の状況はさらに悪化しており、同

防衛費の「対GNP比一%枠」突破の「新防衛力整備計画」と同時に、第三期のODA中期計画（八五—九二年）が閣議決定された。（実績推定約四〇億ドル）を七年後の九二年にその二倍とする、②この七年間のODA支出総額を四〇〇億ドル以上とする一の二点を骨子にしている。だが、この同時決定の事実そのものが、ODA中期計画の「対GNP比一%枠」突破の新防衛計画を補完する「戦略援助」の本質を露呈させたのである。

政府の経済協力政策には、日米安保体制を基軸とする「西側同盟外交」が基本であり、ODAを始めとする経済協力政策は「総合的な安全保障を確保するためのコスト」である、との認識が支配的である。いわば、東西対立の要衝や紛争周辺国への「戦略援助」の枠組を一步もこえてはいないのである。四〇〇億ドル（現在の円レートでおよそ九兆六、〇〇〇億円（のODA（政府開発援助）と一八兆四、〇〇〇億円の防衛費があいまつて、「総合安全保障費」を構成するような危険な発想は許されないだろう。それはまた、「飢餓」や膨大な「累積債務」に苦しむ発展途上国の要求に応えるゆえんでもない。ODAの推進はあくまでも、「西側同盟・安保外交」から「平和・経済協力外交」への転換を伴うものでなければならないのである。

三、外務省概算要求の問題点

外務省の概算要求（八六年度外務省予算重点事項）は、総額四、三三四億円である。そのうちODA予算が三、〇三六億円を占めている。「新中期目標の下で政府開発援助（ODA）の拡充・強化を図るなど外務省予算を一段と拡充して、強力な外交を積極的に展開」すると言うのが、その要求根拠である。

ところで、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の定義によると、「ODAとは、中央政府及び地方政府を含む政府機関またはその実施機関によって開発途上国及び国際機関に対して供与される資金の流れ」であり、各取引が①開発途上国の経済開発及び福祉の増進を主たる目的として供与されること、②その供与条件が緩和されたものであり少なくとも二五%のグラント・エレメント（援助条件の緩和度）を有すること、の二点の基準に合致するものである。また、このODAをめぐる国際的な勧告には、一九八〇年一二月の「第三次国連開発の一〇年のための国際開発戦略」があり、それは「一九八五年、遅くとも八〇年代後半までに対GNP比〇・七%、その後できるだけ早く対GNP比一・〇%を実現する」ことを求めている。

ント・エレメント七九・五%、贈与比率五五・二%（それぞれ八三年）の数字は国際的にはかなり見劣りのする実績である。

日本はODA実施の上で、関連の省・政府機関が複雑で多元的な構成をもつという、極めて深刻な欠点がある。国際協力事業団、経済協力関係国際機関などを所管する外務省を始めとして、大蔵省（経済協力基金、アジア開銀）、通産省（技術協力事業）、農水省、文部省、厚生省などにまたがる複雑な執行体制の明確で民主的なODA理念の下での一元的運用が強く求められるところであろう。

ところで、外務省のODA予算（概算要求）は、これらの一般会計ODA予算の一部であり、この他に財政投融資資金による借款、国債による国際機関への出資がある。いずれにしても、①サハラ以南諸国への緊急医療・食糧・農業開発援助、②一次產品価格の低迷・交易条件の悪化、経済成長率の鈍化や九、七〇〇億ドル（八五年の世銀推定）の債務累積に苦しむ途上国への開発援助、③政府開発援助の地域・形態別構成の改善、などを目標にODAの内容の見直しや量的増大が必要である。

とくに、日本のODAは地域別にはアジア（シェア六六・五%，八三年）の比重が高く、アフリカ（一五・〇%）、中南米（九・九%）、中東（三・一%）などの比重が低い偏りがある。形態別構成にも、国際機関に対する出資・

拠出が少なく、二国間の直接借款、贈与が相対的に多いようである。これらの地域別不均衡や二国間援助方式は、「戦略援助」の特徴であり、ビッグ・プロジェクトから農業や緑の再建、教育・医療・文化など「人間の基本的ニーズ」(BHN) 中心のODAへの転換とあいまって、厳しく問い合わせなければならない。「新中期計画」の起点にあたる外務省概算要求にはこのような問題が潜んでいる。

〔文部省関係〕

一、概算要求の概要と性格

一九八六年度文部省予算の概算要求は、実に伸び率〇・〇三%、一四億五、三〇〇万円増の四兆五、七五五億五、五〇〇万円であり、

国立学校特別会計は二・四六%、三九五億五、四〇〇万円増の一兆六、四五八億九、一〇〇万円である。そして三年連続で経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%枠の方針での要求となっている。なお、①人件費の昇

部行政そのもののあり方が、予算を通して問われているのである。

また八六年度概算要求のもう一つの特徴は、臨教審第一次答申で出された、「六年制中等学校」「単位制高校」の教育課程を検討する予算が盛り込まれたことである。臨教審路線具体化の初年度としての性格をもつものである。「六年制中等学校」が国民的検討が加えられない單なる答申の段階での先どりは、国会輕視でもあり、許されることではない。

二、具体的な内容と問題点

まず、義務教育諸学校の教職員定数改善について、マイナス七〇〇人で内訳は「自然減」八、六七五人、「改善増」七、九七五人。その他国立学校学年進行分、日本人学校の教員増、年金の平年度化等二一四億円の計八九四億円が特別枠となっている。

臨調行革路線による文教予算の切り捨てがすすむなかで、「四〇人学級」の凍結・抑制とともに、公立文教施設など施設費に大ナタがふるわれ、その結果、図のように投資部門の概算要求での構成比は一一・七%にすぎなくなっている。ゆきとどいた豊かな教育・文化を国民に保障するには、このような条件整備は不可欠であるにもかかわらず、投資部門のこうした実態は、自民党、中曾根内閣の「教育改革」の本質を示すものに外ならない。文部行政そのもののあり方が、予算を通して問われているのである。

また極めて問題なのは、「教材費」が計上されていないことである。八五年度予算で旅費とともに教材費が強い反対を押し切って国庫負担法から外され、一般財源化された。復活せず概算要求で計上されていないことは一般財源化を固定化する方針を示すものであつて容認できない。

次に義務教育教科書は、四六四億九、七〇〇万円が計上され、定価改訂(三・〇%)が見込まれている。大蔵原案段階で無償化継続となるかどうか、注視する必要がある。

幼稚園教育はマイナス二・二%の一六九億二、七〇〇万円で、施設整備費補助は三億八、〇〇〇万円減(公立一億一、七〇〇万円、私立二億六、三〇〇万円減)である。

理科及び産業教育振興費も昨年に続き大幅削減。理科教育振興費はマイナス一〇・〇%

の一六億三、八〇〇万円、産業教育振興費はマイナス七・九三%の七〇億一、〇〇〇万円である。

さて、毎年大削に切りこまれている公立学校施設整備費は来年度もマイナス六・九八%、そのうち公立学校施設整備費補助金は、マイナス六・六七%の二、八九九億四、六〇〇万円、事業量も四八〇万五、〇〇〇m²↓四二一五六、〇〇〇m²と切りこまれている。また、急増市町村の学校規模等特別事業費補助金もマイナス一三・〇%の四一九億三〇〇万円で、事業量も五三三万五、〇〇〇m²↓一二四万三、〇〇〇m²に大幅減。なお、過大規模校分離促進を含む急増地費補助は八五年度で終るが、五年間の延長が見込まれており、高校新增設建物費補助も三年間の延長となっている。

また、公立学校施設とともに大幅削減の対象とされた学校給食については、施設設備整備費がマイナス九・〇%と削られている。

数年来、予算編成の焦点の一つになつてゐる私立大学等の経常費補助は、一・〇%、二四億五、〇〇〇万円増の二、四六三億円が計上されている。しかし人件費アップを引けば、実質はマイナスといわねばならない。国民や大学関係者の要求ですすめられてきた私大への経常費助成は、二分の一補助をめざして八〇年には二九・五%とようやく三〇%に近づいたものの臨調行革で削減・抑制され、八四

年度二一・五%、八五年度二〇・六%（見込）にまで落ちこんでいる。この一%増ですら大蔵原案では厳しく抑えこまることも予想される。また、私立高校等の経常費助成費補助は、一・九六%、一四億円増の七三〇億円となつていて。

他方、国立大学の整備については、施設整備費がマイナス八・二一%で、一一八億九、五〇〇万円減の一、三一九億六、一〇〇万円、学部の新設は一つのみ。しかも入学志願者の急増対策としては臨時増募で一時しのぎをはかろうとする姑息な態度を示している。このように私大的助成を抑え、国立大学の整備を削減することは、負担を学生・父母に転嫁するとともに、わが国の高等教育と学術振興を脅かすものである。なお、公立大学への補助についても〇・九三%、三、七〇〇万円増の四〇億円となつていて。

このようななかで、「学術研究体制の整備」は実に四〇・〇四%増となつていて。とくに「民間等との共同研究等の促進」は二七・七六%増、とくに共同研究は四三・四二%との増となつていて。臨調のいう「産・学・官協同」の危険な具体的推進である。前述した「六年制中等学校」の教育課程の研究と合せて、臨調、臨教審路線にそつた概算要求の性格がここにも如実に示されている。

社会教育や文化関係の予算も大きく削減さ

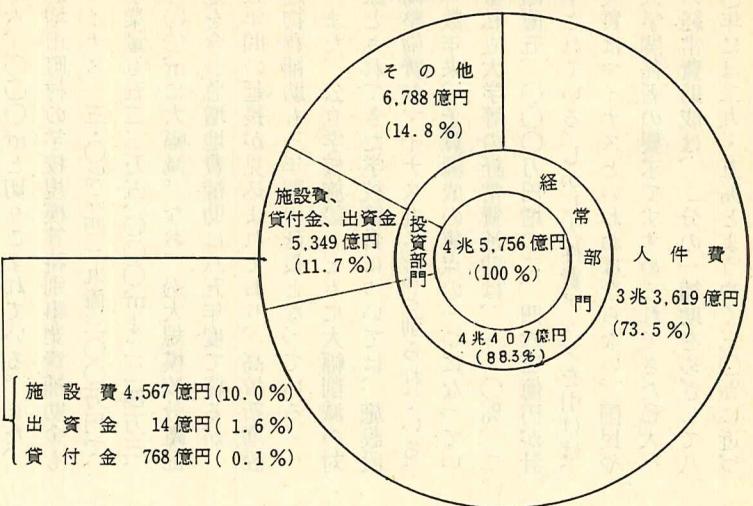
れることも、数年来の基調である。

まず、公立社会教育施設整備費は、マイナス〇・五六%の九九億七、四〇〇万円、社会体育施設設備費は、マイナス七・九〇%、七六億四、五〇〇万円、学校体育施設整備等

昭和 61 年度文部省所管概算要求(一般会計)の主な内訳 (単位:百万円)

内訳	61年度要求額	60年度予算額	増△減額	増△減率(%)
義務教育・看護教育費 国庫負担金	2,436,577	2,433,965	2,612	0.11
国立学校特別会計繰り入れ	1,071,213	1,062,660	8,553	0.80
公立学校施設整備費	337,108	362,397	△25,289	△6.98
私立学校経常費補助	319,300	315,450	3,850	1.22
大学等	246,300	243,850	2,450	1.00
高校以下	73,000	71,600	1,400	1.96
育英奨学事業	78,963	79,707	△744	△0.93
義務教育教科書費	45,756	45,619	139	0.30
その他	286,636	274,304	12,332	4.50
合計	4,575,555	4,574,102	1,453	0.03

概算要求の性質別構成



一九八五・一〇・四

「厚生省関係」

一、一兆一、〇〇〇億円の削減

厚生省の六一年度予算概算要求は、当然増を含めて一兆五、〇〇〇億円と見込まれる増加分の処理が最大の課題とされた。当初、大蔵省に対し、その全額を別枠要求したが、その結果、三、九二八億円の増額が認められ、残る一兆一、〇〇〇億円の削減が課題となつた。その処理に当つて、同省がとつた措置は次の四点である。

① 高率補助率の一割引下げ措置の継続

施設費 4,567億円(10.0%)

施設資金 14億円(1.6%)

貸付金 768億円(0.1%)

② 医療費の適正化等.....一、三〇〇億円

③ 老人保健法の見直し.....一、九〇〇億円

④ 厚生年金国庫負担の減額（借入れ）.....四、三〇〇億円

はなんと、マイナス七八・七八億円（二億四〇〇万円にすぎず、地方文化施設等整備費もマイナス一三・九四%、一三兆七、七〇〇万円が計上されているにすぎない。

最後に、「教育改革の推進」として二兆九、

円、前年度比三、九二八億円（四・一%増）

七〇〇万円が関係予算として計上され、その柱として「教育改革の総合的推進」（一億二、七〇〇万円）、「大学改革の推進」（一億三、三〇〇万円）が上げられている。教育改革の内実は何か、厳しく見つめていく必要がある。

となつた。なお、年金およびこれと連動する諸手当（児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当および被爆者に対する各種手当）については、六〇年度の物価上昇率見込みなどが明らかになつてから要求することとし、この段階では白紙要求になつていている。

二、批判の基本視点

① 社会保障関係予算のすべては必要不可欠の経費であり、国全体の歳出削減期には、その占有率が高まるのが当然で、すでに西欧諸国の歩みがそれを端的に示している。

② 経費の節減は、中期的視点に立つて施策の実効を上げることによるものとし、タテ割り行政の弊害是正、関連企業の規制、住民参加によるサービス内容の改善などを強める。

③ 自治体負担への転換・押しつけは、利用者に対する規制の強化と負担増をもたらし、財政における中央集権化を強め、つまるところ民主主義の破壊につながる。

三、主な問題点

① 高率補助率一割引下げ措置の継続は、一年間の时限立法の趣旨に反する：「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」は、六〇年度限りの特例措置であつたが、概算要求はその趣旨に反し

ている。

- ② 老人保健医療における患者負担増は、医療内容の適正化努力を遅らせる：入院一日三〇〇円（二ヶ月）を五〇〇円（期限なし）に、外来一月四〇〇円を一、〇〇〇円に引上げるなど、患者の負担増によつて医療費を抑制するという考え方をやめ、医療内容の適正化によつて財政効果を上げる道に専念すべきである。また、健保組合、共済組合からの拠出率を高めようとしているが、これは、国保に対する国庫負担の軽減をねらつたものであり、国の責任を行使負担に転嫁する結果となるため、賛成できない。
- ③ 中間施設は、医療費および措置費の節減をねらつたもので、家庭・地域への復帰効果に疑問がある：政府構想は特別養護老人ホームおよび要介護老人の入院が多い病院・病棟を中間施設に指定し（初年度一〇施設）、社会保障制度審議会の建議（六〇年一月）どおりに運ぶとすれば、生活費は自己負担、医療・介護費用は医療保険で、といふもの。これは、在宅サービスの確立（ホーム・ヘルパーは六〇年度二万一、六一二三人に対し、二、〇一九人の増員要求がされている）、近隣の通所・短期介護施設の整備、各施設のリハビリ機能の拡充などが実効ある段階を迎えないかぎり、政府構想は医療費と措置費の単なる削減策にしかならず、

対象となる高齢者にとっては、医療も介護もサービス内容が悪化するだけである。

- ④ 無年金者をなくし、最低生活を支える所法が実施されても、老齢福祉年金（六〇年度月二万六、五〇〇円または二万三、八〇〇円）の性格は変わらない。老齢基礎年金を最低保障年金として位置づけ、拠出の有無にかかわらず支給すべきである。なお、厚生年金積立金の一部を資金運用部と別建てとし、高利運用することを要求しているが、これはわれわれの年来の主張であり、厚生年金被保険者二、五〇〇万人の声でもある。

- ⑤ 母子保健法の改正は、母子にプラスするかどうか疑わしい：母子保健法施行等経費（八〇〇万円）を要求している。その中心は、「母性手帳」の交付であり、これと先天異常モニタリング・システムを連携させて、先天異常発生原因の調査・研究を行なうとしている。先天異常の原因は、何らかの環境因子にあるとみられているため、その調査・研究は、「父性」の生活データを含む公衆衛生・環境衛生に関わる総合的な態勢を必要とする。にもかかわらず、「母性手帳」による女性の個人情報の収集ばかりに重点が置かれることには、人権上からみても問題がある。また、同法改正のもう一つのトイ

ントは、三歳児健診など都道府県の事業を、市町村に移すことにあるとみられるが、財政的にも実施能力のない市町村への押しつけは、老人保健法による保健事業と同じよう、結局、民間委託（とくに医師会委託）を拡大することにしかならない。

- ⑥ 精神衛生法の改正は、入院生活の改善計画の中で行なうべきである：精神衛生基本問題検討費（五〇〇万円）は、もっぱら精神衛生法の改正問題に当たられる。そのポイントは、(1)同意入院にも複数の医師の鑑定を要するようにしたうどうか、(2)同意入院にも院長に症状報告義務を課してはどうか、(3)入院患者の病院告発の権利をどう保障するか、などにあるとみられている。いずれも必要な課題であるが、これらの検討のバックには、精神病院における入院生活の改善計画がなければ、面会・通信の自由の確保など、必ずしも精神衛生法に関らな問題があと回しにされる恐れがある。
- ⑦ 国立病院の統廃合方針を撤回し、再建計画を策定すべきである：統廃合の初年度として、国立武藏療養所、同神経センター、国立精神衛生研究所および国立国府台病院を統合し、国立精神・神経センターを設置する（三二・四億円）。これら統廃合方針の基本には、高度・特殊専門医療のセンター以外は、国の直営である必要がないという

考え方があると思われる。しかし、国立の施設は国のモデル病院として充実する必要があり、とくにこれといった特別の機能のないものでも、たとえば地域中核病院としてのモデルとして再建・拡充することなどが望まれている。

(8) 身体障害児実態調査には、人権上の配慮が必要。児については全国で「一〇六一」人（児童家庭局障害福祉課担当）、者については同じく一万八、〇〇〇人（社会局厚生課担当）を無作為抽出したいとしている。前回五四年度は者のみで成功したが、前々回五〇年度は児の両方を対象として、一三都道府県で実施不能となつた。それは、障害児をもつ親の立場に対する無理解、基本的には障害児の人権への配慮に欠けるところがあつたためである。

一九八六年度農林水産関係予算概算要求は、総額で三兆二、三一六億円で、今年度当初予算より二・一%（六九二億円）の削減、四年連続のマイナス要求となつた。この年々低下する農林水産関係予算の背景となつてゐるのは臨調行革路線にもとづく食管制度の解体と補助金の削減、そして農政審答申にもと

づく農業縮小・合理化の道をさらに強く押し出したものとみなければならない。経済摩擦解消の合言葉のもとに、農畜産物の自由化、輸入枠拡大、そして関税引下げ等が強く迫られている事態のなかで、わが党が農水省の概算要求に当つて申し入れた二二項目にわたる「八六年度農林水産省概算要求に関する申し入れ」とはほど遠いものとなつてゐる。

〈農業関係概算要求〉

1 農林水産関係予算の概要は別表のとおりだが、マイナスシーリングのなかで一段ときびしいものとなり、公共事業費のうち災害復旧費を「必要な場合には補正予算が組まれること」を前提に二三七億円（前年比五四・二%）を削減し、また、食糧管理費についても出来秋の米の作柄、需要動向を見定める必要があるとし概算基準に基づき、三三九億円（同四・九%）と大幅に削減したままの仮置きとなつていて。こうして削減財源をもとに、一般事業費は一兆一、九四一億円（同九九・九%）とほぼ前年並みの額を確保している。

しかし、自民党政のいう「価格政策より構造政策」の裏付けとなる一般公共事業についても、一兆三、五六〇億円（前年比九七・六%）を計上しほぼ前年並みとしているが、しかし、新規事業にとぼしく、七

年連続の据置きで単価の上昇等を考えると農林水産関係基盤整備事業は大幅に低滯することになり、構造政策は看板倒れといえそうである。

とくに、構造対策のおくれが注目されるなかで「土地利用型農業の推進」の目玉として「構造政策推進会議」が全国、都道府県段階に設置されることになり、また、「農地情報データーベンク」「面的利用集積促進活動事業」など構造対策関連が打ち出されているが、現在の構造対策のおくれの真の原因が兼業の実態を無視した、中核農家育成に焦点を合わせた農業再編成に重点をおくかぎりは、むずかしい。いま必要なことは専・兼業を含めた地域複合経営と協業、共同化の視点をふまえた構造政策のありかたを市町村段階を基礎として展開し、同時に個々の農家の経営改善資金と合わせた総合施策として実行されなければならぬ時代を迎えているといえよう。

2 構造政策とならんで一般事業費のなかで重点配分されているのはバイオテクノロジー先端技術などの開発・普及関係予算要求で今年度に比べ約二倍の三七億三、六〇〇万円。これまでの基礎研究を中心とした推進体制を一步進め、実用化をめざすために「遺伝資源・種苗センター」の新設、民間研究を支援するための「農林水産新技術開発

促進センター」の設置、さらに都道府県レベルの研究開発をすすめるための「地域バイオテクノロジー研究開発の促進」が柱となっている。たしかにバイオテクノロジー等先端技術開発・研究の時代の必要に応えなければならぬが、そのなかでも民間技術開発の研究・開発の促進、同時に減反で遊休地化している水田の積極的な活用と米の多用途利用のために、超多収穫米の研究・開発など積極的にすすめなければならない。また、バイオテク等先端技術が企業等の独占的技術にすることなく、広く公開されようなどの措置がとられなければならない。

3 需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開では、肉用牛対策が柱となっている。新規参入者のための基金造成を行う「地域畜産活性化パイロット事業」経営指導のための「肉用牛生産經營技術改善事業」「肉用牛振興緑基金パイロット事業」(いずれも新規事業)が要求されている他、畜産基盤の特別強化対策が実施されることになつている。

しかし、農畜産物自由化・輸入枠拡大の圧力のなかで最も強い圧力を受けているのは畜産部門であり、さきの輸入枠拡大によってわが国の畜産農家は重大な打撃を受け、その経営の立直りは長期間を要するといわれている。もちろん、輸入枠拡大の見

返りとして昨年度から生産対策費等の補助がはかられているが現在、畜産農家にとつて経営改善の足かせとなつてるのは、『ぼう大な固定化負債』である。この固定化負債解消のための緊急措置のうえに手厚い生産対策費が組まれなければ、わが国の畜産は大きく後退することになろう。

4 臨調行革の最大の目的とされている食糧

管理費は、米の出来秋、来年の需要の動向等をふまえ、仮置きとなつていての、マイナスシーリングに合わせて前年比四・九%、三三九億円の削減となり、戦後最低の食糧管理費となつていて。これは、昨年の一四・五%につぐ削減で、農林水産省総予算に対する割合も二〇%と大幅に縮小されている。たしかに二年連続の豊作が予想され、一昨年のような米の需給ひつ迫は解消されたが単年度需給を基本とする減反政策がつづくかぎり、構造的需給ひつ迫はまぬがれない。一九八四年七月、国会において「米の安全と安定供給に関する決議」による減反政策の見直し、備蓄制度の確立が全会一致で決議された。それだけに仮置き(概算要求時点で減反面積等が決まらない)とはい、食管制度の解体につながるものであり認めることはできない。

総括表

(単位: 億円)

区分	60年度予算額	61年度概算要求額	対前年度比
農林水産予算総額 (内訳)	33,008	32,316	97.9
1. 公共事業費	14,102	13,761	97.6
一般公共事業費	13,664	13,560	99.2
災害復旧等	438	201	45.8
2. 一般事業費	11,953	11,941	99.9
3. 食糧管理費	6,953	6,614	95.1

注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

〈水産関係予算〉

1 水産関係予算は、前年対比で三億八、六〇〇万円縮減したきびしい概算要求となつていて。これは漁港整備など公共予算が対

前年比で九九・二%の要求に下げられたことが原因であり、今後、いろいろと論議を呼びそうである。

予算要求の大きな項目は、①漁業生産基盤の整備、②わが国周辺水域の漁業振興、

③水産業経営対策、④水産物の消費、価格

および流通加工対策、⑤資源開発、海外漁場の確保、⑥その他となつては、その

内容を詳細に検討すると、政府もようやくわが国二〇〇カイリ水域内での漁業振興を考え出したかのようである。

ことに来年度予算編成の柱ともいわれるものの一つとして、わが国二〇〇カイリ水域内の開発・九億七、五〇〇万円、新技術開発事業費、五億八、一〇〇万円などの新規要求分は、その要求の絶対額が少ないといふ恨みは残るが、二〇〇海里体制が定着した現在、もつとも要求される海洋開発のための技術開発予算として、評価してよいであろう。

しかし、問題点はある。政府・自民党的こうした海洋開発の姿勢は、あく迄も「民間活力」を期待しての開発でしかないのである。このことはおそらく「行革臨調」と無関係ではないと推測されるが、こうした「民間活力」の結果、開発された技術を勤労漁民自らのものとして発展させるための共同生産組織の創設など、その主体形成に向

けての条件整備の配慮が必要であるにもかかわらず、今回の概算要求においては、こうした視点がまったく欠落している。

〔通商産業省関係〕

一、一九八六年度概算要求の基本的性格

一九八六年度通商産業関係予算の概算要求はきびしい概算要求基準（マイナス・シーリング）のなかで、総額八、〇三七億円と、前年度予算額に比べて一・二%の増額となつている。しかしながら、昨年八五年度の概算要求ベースで比べると、一九九億円の減額で、二・四%のマイナスとなり、決して安心できる要求額とはいえるものではない。

たとえば、中小企業対策費（通商産業省計上分）を見れば、対前年度比三・九%減額の一、四五〇億円となつていて、中小企業対策費は、八三年度より四年連続のマイナス予算となつてている。

%枠の撤廃によつて押し切ろうとしている中曾根路線が通産省予算からも読みとることができる。わが党がさきに申し入れをした、国民生活にとつて影響の大きいものを中心とした内容の二八項目にわたる「一九八六年度通商産業省関係概算要求等に関する申し入れ」とはほど遠い国民不在の概算要求となつてゐる。

二、具体的な内容と問題点

八六年度概算要求にあたつて、通産省は、
①我が国経済社会の新次元の国際化と世界経済への積極的貢献、②我が国経済の活力を維持発展させ、中長期的発展基盤を確立する、
③近年の厳しい環境変化に対応した活力ある中小企業の育成、④中長期的視点に立つた資源エネルギー政策の充実、⑤民間活力の活用、と五つの項目を立てて、内外の諸情勢に的確かつ機動的に対応しつつ、二一世紀に向けた長期的な我が国経済社会の発展基盤の確立と新次元の国際化の推進に全立を挙げる、としている。しかしながら、かけ声とはうらはらに、その内容は実にきびしいものが多い。

①の「新次元の国際化を目指して」の項目では、主要な事項に、シーリングの枠外であるODA（経済協力の推進）が中心となつてゐるが、そのODAでさえ、二〇七億円と前年比一〇%の伸びしかなく、ODA中期目標

の国際公約の達成からはほど遠いものとなつてゐる。また、ODAの伸び率は、ここ毎年約一〇%位であり、昨年度の予算では三番目であつたが、他の予算が縮小されているために、ODAを中心とした国際化予算が政策要求の中でトップに回ってきただけ、というきびしい内容である。ODA以外の事項では日本貿易振興会（JETRO）の事業運営費などであり、ODAをのぞいた予算では四億三、〇〇〇万円の増額でしかない。

②の「技術開発、情報化の推進」では、二番目の項目にありながら、新材料、バイオマスなどの次世代基盤技術が五七億円と前年より八億円の減額、新エネルギー開発のサンシヤイン計画は二五億円と六億円の減額、省エネルギー開発のムーンライト計画は一億円と三億円の減額というように、軒並に技術開発費が削減されている。一方、基礎研究が遅れている日本では、基礎技術の確立が早急な課題である。特に、エネルギー分野では脱石油政策を目指し、新たなソフトエネルギーや省エネルギーを推進しなければならない立場にある。こうした経済・社会の流れに対しても、技術開発予算をトータルで約四〇億円の減額を行なつてある。これでは、いつまでたつても、ものまね技術との批判を受け、脱石油政策も進まず、ますます国際社会の中で日本は孤立を深めることになる。

③の「環境変化に対応した中小企業政策の展開」の中で、「中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、我が国経済が今後とも健全かつ創造的な発展を遂げていくためには、活力ある中小企業の発展が不可欠である」と位置付けながら、中小企業関係予算はマイナス三・九%の一、四五〇億円である。

中身で見ると、小規模企業対策の推進に三八億円、中小企業事業団補助金が一三一億円などと、商工会、商工会議所を含めた、団体に対する人件費を中心とした補助金が中心となつておらず、中小企業へ直接的に影響し効果のある予算はいちじるしく圧縮されている。

中小企業を取り巻く環境は、史上最悪の倒産件数や、二重構造の拡大など、悪化の一方向でありますながら、中小企業予算は四年連続のマイナス、予算の中身は、通産省の関係団体への補助金が中心とあつては、中小企業に対し何ら政策的な助成措置が講じられていないと言えないだろうか。

④の「資源エネルギー対策の充実」では、石炭・石油特別会計が前年比四・三%アップし、二〇〇億円上乗せした四・七五〇億円となつてあるが、増額分は昨年石油税を増税したことによるものであり、その中身は、石油備蓄を中心とした備蓄関係予算に約二、七〇〇億円と、代替エネルギー予算を圧縮して、

備蓄予算を伸ばしているのみである。

⑤の「民間活力の活用」については、具体的な事項として上げられている予算措置は特にならない。

以上のように、八六年度通産省概算要求は、全体的に予算を縮小したのみで、社会問題にまでなった豊田商事のような不正商行為の対策や、二重構造解消のための対策など、国民が切望している対策については、何んら陽のあたるような予算措置が講じられていない、問題の多い予算配分といえよう。

〔運輸省関係〕

防衛費等の一部を除き国の予算全体がマイナス・シーリングを基調としている中で、運輸省関係予算も全体としてきわめて厳しい概算要求を大蔵省に提出した。その概要是次のとおりである。

まず、一般会計では他省所管も含めて一兆三、七六四億円、今年よりも二三六億八、二〇〇万円の減（前年比九八・三%）であり、同省分だけでは、一兆二、六一九億三、六〇〇万円で前年より二一五億七、八〇〇万円（同九八・三%）少なくなつてある。そして、行政費、公共事業費のいずれもが前年よりも一・五（一・五%）程度低くなっている。一方、

特別会計では、港湾整備約三、四〇〇億円（前年比九四・一%）、自動車検査登録約三六〇億円（前年比九四・七%）と前年より下まわっているが、自動車損害賠償責任再保険は約一兆八、三七〇億円（前年比一〇九%）、空港整備で二、八三〇億円（前年比一〇七・二%）とそれぞれがかなりの伸びを示している。

そこで、さらに日常的な国民生活に直接かかわりのある項目で主たるものについて見てみると、国民にとって、来年度は今年度より一層きびしい内容であることがあきらかである。そしてその代表的なものが国鉄関係予算である。

分割・民営化につなげる国鉄関係予算

国鉄については、すでに今年七月に再建監理委員会の一方的な答申に基づき、分割・民営化についての作業が急ピッチで進められているが、来年度は「国有鉄道」として「最後の予算」とする立場をとっているわけである。そしてこの国鉄関係予算は、鉄建公団分等も含め一般会計で約六、六七〇億円（全体の約五三%）、財投では一兆七、〇九五億円（同約九二%）と、運輸省関係予算のなかで圧倒的に大きな額を占め、その動向が全体の性格を規定するとも言えるものである。その具体的な内容をみると、国鉄に対する一般会計からの財政措置は、五、八八三億円であり、これは

今年度の予算額より約一四二億円減（前年比九七・七%）であり、六年間連続して補助金が削減されるという厳しいものとなつていい。そして一方では、地域住民が自治体ぐるみで抵抗している特定地方交通線のバス転換をめざすための地方交通線代替輸送事業対策費には、六億五、八〇〇万円と本年よりも四億円以上（前年比二九一・七%）も要求するなど、分割・民営化を出発させるため来年中には、国鉄から切り離すための強い姿勢を予算の面でも表わしている。さらに、国民生活に直ちに影響の出る運賃値上げについても、若干の時期を配慮しながらも実収で七五〇億円の增收をはかることをめざし、四・五%の値上げを実施することを前提としている。また、予算定員については、六〇年度の三一五、〇〇〇人から二万七、〇〇〇人を削減し、二八万八、〇〇〇人とし（対前年一、二五五億円減）、新規採用は引き続き原則的に停止することとしている。また、五五年度に棚上げした債務に係る借入金の償還分の一、三六四億円についての財政措置や希望退職者に対する割増退職金等の措置は、きわめて重要な事項であるが、「未定」としている。さらに再建監理委員会答申でも「慎重に判断する必要がある」としている整備新幹線についても、今後の政治判断を待つことを前提に当面の要求としては「未定」としている。なお、物件費

八、四六七億円（対前年一五三億円減）、工事経費四、二〇〇億円（同一二九億円減）と全体として、「経費は相当の減額をしていく」とが特徴となつていて。

しかし、それでも、国鉄全体の資金概計についてみれば、借入金等は、財投から一兆四、一二六億円、特別債等として一兆一、〇四五億円、併せて二兆五、一七一億円と本年より僅か（三億円）減つてはいるが相変わらずの借金財政となつていて。結果的には、純損失で一兆四、九五八億円（前年より一、七七六億円減）、そこから特定退職手当純損失二、二六〇億円を引いた一般純損失で一兆二、六九八億円、さらにそこから特定年金損失相当額三、五八二億円と東北・上越新幹線資本費相当額四、〇〇四億円を差引いたいわゆる「一般損失相当額」は五、一一二億円であり、これは、前年より一二〇四億円の減で、かなり大幅な収支改善に見える。しかしそれは先の人員費減とほぼ同額であり、結局は、合理化による犠牲のうえに成り立つているにすぎない。こうして来年度の国鉄関係予算は、その翌年の分割・民営化に引き継ぐための諸準備を進めるものという性格を一段と強めたものとなつていて。

バス等の公共交通

次に国民の生活交通で特に強くその改善策

が求められてきているバスや離島交通についてであるが、「市場競争原理」を強調する政府の交通政策は、行革審の規制緩和の動きと併せて一層強まり、そのことは予算面にも表われている。特に地方交通対策の面で、中小民鉄が約一〇億六〇〇万円(前年比八四・八%)、離島航路三七億三、六〇〇万円(同九四・九%)など、いずれも今年度予算を下廻つており、一つの焦点ともいいうべき地方バスの運行の確保についても、要求額九九億五、〇〇〇万円は、今年度より若干上廻つていている(一〇一・四%)。だが今年度の概算要求の際にはそれが九九億七、〇〇〇万円であったことに比較すれば、今日過疎バスが全国的に深刻な状況になつていて、昨年よりも今年の方が運輸省の認識は甘いと断定せざるを得ない。そして、この件については、その性格の重要性から、「単なる予算補助から法律補助にし、制度的に格上げすべきである」とのわが党をはじめとする関係方面からの強い主張に対しても、いまだに前進的な姿勢が示されていない。

急膨脹する航空関係

運輸省関係予算できわ立つて強化策が講じられているのが、昭和六一年度を初年度とする第五次空港整備計画の関係についてである。関西国際空港の空港島と連絡橋の建設、

東京国際空港(羽田)の沖合展開、新東京国際空港に対する予算要求がその中心的内容であるが、その他にも新設の一般空港等についても相当な力が入れられている。

この第五次五カ年計画は、全体で二兆一、

六〇〇億円、第四次と比較して四、五〇〇億円の増額となっている。航空の需要が増加傾向にあることは確かであるが、新幹線と航空

などについて、その輸送の特性をふまえての総合交通政策の確立がなされないまま、個別

的な特別会計制度での投資のあり方が今日の交通の諸分野で大きな矛盾を生じさせている

ことから、わが党は、とりあえず陸・海・空の交通施設の総合特会制度をつくることを主張してきたが、政府は誠意ある姿勢を示していない。関西国際空港へ空港整備特別会計か

ら一六七億四、〇〇〇万円(前年比三三八・

九%)、財投から四〇九億円(同三四九・六%)、新東京国際空港の整備に特会から四六億円

(同一四三・八%)、財投から二六五億円(同一三三・五%)、東京国際空港(羽田)の沖合

展開及び一般空港の整備に特別会計から一、

〇一四億一、二〇〇万円(同一二〇・八%)、

財投から二〇〇億円(新规)が要求の概算で

あり、緊縮財政と言ひながらこの分野では、

相當な力の入れようである。公共投資を期待

する財界等への十分な配慮が働いてのことでもあるが、中には、緊急性の乏しい一般空港

の新設も予定されており、総合交通政策の確立のまま、これら新規投資の拡大のみを急激に膨脹させることは将来に問題を残すものである。

〔郵政省関係〕

一、わが党の申入れに対する回答

郵政省は、一般会計、郵政事業特別会計、

郵便貯金特別会計、簡易生命保険及び郵便年

金特別会計の四つからなる「一九八六年度概

算要求」をとりまとめ、今後、関連する重要

施策とともに本格的なつめの作業がつづけられる。

すでにわが党は、国会審議や郵政省に対する「申入れ」を通じて、「郵政三事業の現実は

郵便貯金にみるまでもなく金融界の熾烈な競争と『民業補完論』を基本とする行政改革の

なかで、きわめてきびしい状況にある。したがつて八六年度予算及び施策のとりまとめに

あたつては、『まもり』の姿勢をとることなく、

積極的に対応する』よう、郵便貯金資金の自

主運用など、その実現を強く迫つてきている。

これらわが党の主張する点が、概算要求にどう具体化されているのか、郵政省からの回答によれば次のとおりである。

社会党 郵便事業に対する利用者、国民の多様なニーズに応えるため、大都市エキスプレスメールの新設、移動郵便車の五時以降の定期巡回、小包の集配改善、大口利用者への割引、宛名無記載郵便物の取扱いなど、サービスの改善と新しい業務の開拓、需要の拡大に取り組むこと。

郵政省 民間宅配業や各種電気通信メディアの発展等、郵便事業は厳しい環境下にある。このため、従来から各種のサービス、改善に努めてきたところであり、昭和六一年度予算においても「郵便サービスの改善と需要の拡大」を省の重要施策として要求し、引き続き国民のニーズに応じた郵便サービスの提供に努め、需要の拡大を図っていくこととしている。

社会党 現行の小額貯蓄非課税制度を堅持するとともに、限度額の引上げ、住宅積立ての引上げ、老後設計のためのシルバー貯金の新設、教育貯金の新設、さらに郵便貯金・簡易生命保険・郵便年金を「合体」した新商品の開発など、預貯金のサービス向上を促すオピニオン・リーダー的役割を果すこと。

郵政省 ① 郵便貯金は、簡便な、非課税の貯蓄手段として国民生活に深く定着しており、非課税制度は、国民の貯蓄を奨励し、その経済生活の安定と向上を図ることを目的とする郵便貯金制度の基本となつてている。した

がつて、郵便貯金の非課税制度は、今後とも堅持することはもちろん、より一層の制度の充実に努力していくべきだ。

② 人生八〇年時代を迎え、豊かな長寿社会の建設が重要な国民的課題となつておる、郵政省としては、長寿社会における国民の健全な資産形成を積極的に促進するため、昭和六一年度予算の重要な施策として、シルバープラン貯金の創設、一般の預入限度額の引上げ（三〇〇万円→五〇〇万円）、住宅積立て郵便貯金の預入限度額の引上げ（五〇万→一〇〇万円）及び国債販売の再開を要求し、その実現に向けて努力しているところである。なお、教育貯金制度については、現在、進学積立て郵便貯金制度があるが、今後の制度改善に当たっては十分参考としたい。

③ 郵便貯金と簡易保険・郵便年金を合体した新商品の開発など郵政事業の総合的サービスについても、利用者の利便性の向上を図るために、検討していくこととした。

社会党 金利の自由化がすすむなか、小口預貯金者の利益を守るために、小口金利の早急な自由化、利用者保護のための下限金利の保証など、具体化すること。

郵政省 現在、預貯金金利の自由化は、大口預金については着実に進められているが、小口預貯金については今後の解決課題とされている。

がつて、郵便貯金の非課税制度は、今後とも堅持することはもちろん、より一層の制度の充実に努力していくべきだ。

② 人生八〇年時代を迎え、豊かな長寿社会の建設が重要な国民的課題となつておる、郵政省としては、長寿社会における国民の健全な資産形成を積極的に促進するため、昭和六一年度予算の重要な施策として、シルバープラン貯金の創設、一般の預入限度額の引上げ（三〇〇万円→五〇〇万円）、住宅積立て郵便貯金の預入限度額の引上げ（五〇万→一〇〇万円）及び国債販売の再開を要求し、その実現に向けて努力しているところである。なお、教育貯金制度については、現在、進学積立て郵便貯金制度があるが、今後の制度改善に当たっては十分参考としたい。

③ 郵便貯金と簡易保険・郵便年金を合体した新商品の開発など郵政事業の総合的サービスについても、利用者の利便性の向上を図るために、検討していくこととした。

社会党 金利の自由化がすすむなか、小口預貯金者の利益を守るために、小口金利の早急な自由化、利用者保護のための下限金利の保証など、具体化すること。

郵政省 郵便貯金が金利自由化に的確に対応していくためには、資金運用面の改善が必要不可欠と考えている。このため、郵政省は、「郵便貯金資金の運用の在り方」について専門の先生方に研究をお願いし、過日その報告をいただいたところである。

報告書には、①国債、地方債等の内外公共債への直接運用、②政策上、真に必要とされる分野に対する財政投融資への協力、③個人還元・地方還元への配意等の提言がなされて

いるが、今後、郵便貯金資金の運用の在り方については、この報告書を十分参考にしながら改善を図っていく考え方である。

また、昭和六一年度予算においては、郵便貯金が金利自由化に積極的に対応していくため、「市場金利による資金運用制度の創設（三兆五、〇〇〇億円を金債・地方債・公社公債の公共債へ運用）」を重要施策として要求し、その実現に向けて努力しているところであります。

社会党 簡易生命保険・郵便年金制度については、加入者の利益増進のため、新規サービスの開拓、ニーズに沿った加入限度額の実現、積立金運用範囲の拡大、余裕金の直接運用を実現すること。

郵政省 簡易生命保険・郵便年金事業では、長寿社会と金利自由化の進展に備え、国民の自助努力による経済生活の安定、向上と経営の健全化を図るため、省の重要な施策として、
①簡易保険の加入限度額を現行一、〇〇〇万円から、二、〇〇〇万円に引き上げること、
②資金運用制度について、積立金の運用範囲を拡大すること、及び余裕金を積立金と同様に直接運用できるようにすること、を要求し、その実現に努めている。

二、問題点と今後の取り組み

(1) 一般会計の予算要求額は二四〇億六、九

〇〇億で、六〇年度予算に歳出予算額に比べて一・五%減となつていて。しかもその配分をみると、今後、高度情報化にかかわる電気通信、電波、放送、ニューメディアなど一段と重要性を増して前年の予算額に比べてさえ軒並み減っているにもかかわらず、要求額自体すでに前年の予算額に比べてさえ軒並み減っている点はまったく理解しがたい。たとえば、ニューメディア・先端技術の開発・振興として一億三、〇〇〇万円の財政投融資、テレコム基盤技術研究の促進三三五億円、ニューメディアの育成振興八〇〇億円が計上されているとしても、放送行政の推進一三億円（一〇〇万円減）、電波資源の開発と利用秩序の維持九、五〇〇万円（一、五〇〇万円減）、宇宙通信政策の推進六億九、一〇〇万円（六、四〇〇万円減）などである。

(3) 郵便特会に關しては、高齢化社会と金利自由化の進むなかで、郵便貯金の新たな役割を果す意味から、シルバー貯金の創設、預入限度額の引上げ、住宅積立郵便の改善、三〇〇億円（四、三〇〇万円減）や、郵便資金の自主運用など、わが党が主張しつづけている点が大筋取り入れられている。しかし、問題は予算編成の中で、これら要求を確実に実現させることである。

また、キャッシュレス化の進展に対応する郵貯の役割として、地域の商店と郵貯の共用カードの実現に向け、積極的に取り組むべきである。

(4) 簡保・年金特会に關して、高齢化と金融自由化の進む中、なお一層の改善が必要なことはいうまでもない。とくに高齢化に応する現物給付型保険（施設やサービス）の検討を急ぐべきである。

〔労働省関係〕

一、概算要求の概要と特徴

(1) 労働省の概算要求額は、①一般会計四、八六〇億二、三〇〇万円（対前年度予算比三三億円減）、②労働保険特別会計三兆七、一五三億〇、三〇〇万円（同七二一億一、

(2) 郵政特令に關して、郵便局舎の整備費七八八億九、九〇〇万円（三〇億六、三〇〇万円増）や、郵便サービスの改善と需要の拡大三七億九、四〇〇万円（七億七、七〇〇万円増）が要求されているが、ぜひとも必要なことである。

三〇〇万円増)、③石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭勘定一七四億六、六〇〇万円(同四億六、九〇〇万円減)、④総計四兆二、一八七億九、二〇〇万円(同六八四億四、四〇〇万円増)となっている。

(2) 一般会計の減額は、経常部門一割削減(人件費や雇用保険国庫負担金等を除く)という概算要求基準の設定が強行されたことによる。減額分は、①失業対策事業費(失業対策事業費補助金及び特定地域開発就労事業費補助金)減一九億九五〇〇万円、②

労働保険事業への国庫支出減二一億一、〇〇〇万円(雇用保険一九億九、三〇〇万円、労災保険一億一、七〇〇万円)、③特定不況業種・特定不況地域対策関係費減四億八、七〇〇万円(特に中高年齢等失業者就職促進手当は七億六、六〇〇万円の減となつている)一等の減額で埋め合わされた形となつてている。

また、石炭・石油特別会計・石炭勘定の減額は、①北炭夕張離職者対策費減二億九、〇〇〇万円、②職員人件費減七、三〇〇万円(一〇人減)一等によるものである。

(3) 概算要求で前年度予算より減額となつているもののなかでは、雇用保険失業給付関係費の一九八億二、七〇〇万円減(国庫負担分を含む)が際立つていて、これは百一

回国会における雇用保険法改正の“効果”が現われたものである。

(4) 新規施策としては、①高齢者の労働能力を補完するME機器、ME機器の操作を容易かつ安全にするソフト及び訓練ソフトの開発費二億〇、四〇〇万円(前年度三〇〇万円)、②テクノストレスに関する総合的調査研究費一、四〇〇万円、③中小企業団体労働時間短縮推進事業費一億円、④機会均等調停委員会設置費(委員手当、参考人謝金等)一億一、一〇〇万円一等が盛り込まれている。

(5) なお、高率国庫補助一律削減問題の取扱いが未定であるため、労働省所管の対象補助金(①失対補助金、②特開就補助金、③職員訓練費補助金のうち訓練手当等の三種類。いずれも補助率一〇分の六)については、前年度と同率で積算されている。また、中高年齢者雇用促進法、労働者災害補償保険法、中小企業退職金共済法等予算関連の法改正が予定されているが、それぞれ関係審議会で検討中であり、改正内容が固まつた段階で改要求が行なわれることになつてゐる。

(2) 労働省独自財源の縮小化と労働保険特別会計への依存の深まり

基本的問題点として指摘しなければならないことは、労働省の独自財源(一般会計)

が年々縮小し、それに伴なつて、労働省の

施策は、ますます労働保険特別会計(労災保険、雇用保険)への依存を深めているこ

とである。

一般会計に関する労働省の概算要求額は、職員人件費増分(約一億三、〇〇〇万円)を含めてもなお、六〇年度予算に比べ約三二億円(〇・六五%)の減となり、一般会計(一般歳出)全体に占める労働省予算の割合も一・四七%(前年度は一・五〇%)に低下している。これは、労働行政上の責任を回避しようとする自民党内閣の姿勢を反映したもので、「軍事費優先・国民生活切捨て」政策の一環として、きびしく追

二、概算要求の基本的問題点

(1) 山積する諸課題とはかけ離れた予算
マイクロエレクトロニクス(ME)を中心

及されなければならない。

一方、労働省予算全体に占める労働保険特別会計の割合は八八・〇七%（前年度予算では八七・七八%）にものぼっている。

このため—

① 本来一般会計が負担すべき労働省職員の人事費のうち、一万〇、三五三人分、約六三八億七、六〇〇万円が、労働特会の負担とされている（このほか石炭・石油特会の石炭勘定で一〇人分、約一億三、〇〇〇万円を負担）。

② また、職員の人事費以外の事務費についても、そのほとんどが労働特会の負担となつており、事務費に対する国庫負担は、前年度比五、〇〇〇万円増の概算要求が行なわれている（このほか労災保険事業への国庫補助として、前年度比一億一、七〇〇万円減の一四億四、三〇〇万円が計上されている）。

③ ①及び②の結果、労働者（失業者、被災者）への保険給付や、労働福祉事業（労災保険）、雇用安定等四事業（雇用保険）の財源が不當に圧迫されている。

（二）さらに、保険料収入が、あたかも政府（労働省）の収入であるかのように扱われ、労働保険事業が（国会承認が前提となつてゐるとは言え）行政側のその時々

の財政的・政策的都合で、言わば恣意的に運営されていることも問題である。

職員の人事費や庁舎建設費、事務費はもちろん、行政の政策的費用も本来、一般会計が負担すべきものであり、一方、

労働保険制度は、法律に基づく社会保障の枠組みの一つとして安定的に確立していかなければならぬものであつて、さらに、その運営には保険料を負担する労使、特に被保険者である労働者側の意思が反映されなければならない。この観点から、労働保険財政の現状は早急かつ計画的に改善されなければならない。

(3)

労働基準監督官等第一線職員の定員削減

労働基準監督官、公共職業安定所職員等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な職員の不足が改善されるどころか、さらに減らされている。増員要求率が前年度比七%減（二三八人）に押さえられた結果、計画削減分三三四人との差、八六人（一般会計二五人、労働特会五一人、石炭・石油特会石炭勘定一〇人）の減員となつてている（表参照）。特に労働基準監督官の場合、定期監督実施率約五%（違反事業場率は約六割）というものが現状であり、また、最近の雇用、失業情勢に対応して職業安定所の組織体制の拡充が求められており、さらに男女雇用平等の推進にあたる都道府県婦人少年室職

員としても、二〇人増員するとはいえない。県平均四・〇人では、あまりにも少なすぎる。これら第一線の職員については、早急かつ計画的に増員する必要がある。

労働基準監督署等の職員定数

	60年 度 予 算	61年 度 概 算 要 求	増 減 (△)
労 働 基 準 監 督 署	2,773 人	2,764 人	△ 9
都 道 府 県 婦 人 少 年 室	170 人	190 人	△ 20
公 共 职 業 安 定 所	8,472 人	8,441 人	△ 31
中 央 労 働 委 員 会	73 人	72 人	△ 1
公 共 企 業 体 等 労 働 委 員 會 事 務 局	43 人	41 人	△ 2

(4) 中高年法等の改正

昭和六一年度においても中高年法、労災保険法、中退金共済法等の予算関連の法改正が検討されている。取扱い未定の高率補助一律削減問題を含め、「財政再建」を口実とし、「民間活力の活用」論に基づいて自民党政府が進めていた国庫補助・国庫負担の削減や労働行政の労働保険財政への依存の強化、雇用促進事業団等への行政事務の委託の増大等、労働行政の後退、責任回避が一層押し進められることがないよう、きびしく監視する必要がある。

〔建設省・国土庁関係〕

一、建設省概算要求の問題点

一九八六年度建設省概算要求額は、事業費一四兆二、七四五億円（対八五年度当初予算比一〇六倍）、うち国費が四兆三、二八二億円（〇・九八倍）、財政投融資六兆六、五八〇億円（一・〇九倍）となつてお、国費を抑制しつつ事業費を工夫して伸ばそうという姿勢が見られる（表-1、表-2参照）が、その「工夫」が様々な「ひずみ」を生み出している。

次に第四期住宅建設五箇年計画（八一年度（八五年度）の実績見込みと第五期五計画の計画戸数を見てみよう。公営住宅の計画戸数は五箇年で三六〇、〇〇〇戸であるが、

住宅対策費は、事業費五兆二、八七一億円（一・一〇倍）、国費七、五五八億円（一・〇〇倍）となつてお。内訳は、公営住宅が、事業費五、三四五億円（一・〇〇倍）、国費二、七〇九億円（〇・九八倍）、建設計画戸数四九、〇〇〇戸（一・〇〇倍）、住宅・都市整備公団が、事業費六、一一〇億円（一・〇〇倍）、国費なし、建設計画戸数二六、〇〇〇戸（一・〇〇倍）、住宅金融公庫が、事業費三兆八、四八三億円（一・一四倍）、国費三、四一三億円、建設計画戸数五二〇、〇〇〇戸（八五年度予算では四九〇、〇〇〇戸）となつてお。

公営住宅、公団住宅の戸数が抑制される中で、公庫住宅のみが三〇、〇〇〇戸増で突出している。

ちなみに、最近の推移は、八四年度予算では、公営五一、〇〇〇戸、公団二七、〇〇〇戸、公庫五〇〇、〇〇〇戸、八五年度

建設省概算要求では、公営四九、〇〇〇戸、公団二八、〇〇〇戸、公庫五〇〇、〇〇〇戸、八五年度予算では、公営四九、〇〇〇戸、公団二六、〇〇〇戸、公庫四九〇、〇〇〇戸となつてお。

ここでは、はつきりと二分された特徴がみられる。公営住宅、公団住宅については、建設省・大蔵省が一体となつて戸数を抑制し、その結果、計画戸数が達成されなければ、計画戸数そのものを引下げる。一方、公庫住宅に対しても、実績が水増しなら、新しい計画も水増しである。

もちろん、公庫の融資戸数の拡大自体は非難されるべきではないが、公営住宅、公団住宅をおおざりにしたまま公庫住宅を超過達成することは、公営住宅、公団住宅を公庫住宅に「とりかえる」ことを意味する。これは、政府や公団の事業主体からの撤退を意味し、詰まるところ、国の義務的な仕事を民間にまかせてしまおうとする「民間活力」論のあらわれである。

① 住宅対策費

われわれは、住宅金融公庫の健全な運営を強く求めるとともに、国公有地等を活用し、民間のノウハウ等を取り入れた、安くて快適な公営住宅、公団住宅の増設を要求する。

なお、先頃、われわれは建設省に対し申し入れを行い、その中で「第五期住宅建設五ヶ年計画」については、「公共住宅の建設促進を図る」よう要求したが、この要求は黙殺されてしまつたようである。総じて「内需主導型経済への転換」がわが国経済の根本課題とされ、住宅建設をその「内需」の柱に位置づけるべきだとする声が高まっているとき、概算要求にみられる政府の対応はあまりにも貧しいといわざるをえない。わが党は住宅政策の抜本的な強化を要求してたたかう。

② 道路整備費

道路整備特別会計では、一般道路事業が、事業費三兆二、〇〇一億円(対前年度比一・〇三倍)、国費一兆九、六一一億円(一・〇三倍)、有料道路事業は、事業費一兆三一六億円(一・〇八倍)、国費一、八四〇億円(一・〇七倍)、道路特会全体で、事業費五兆一、三一七億円(一・〇五倍)、国費二兆一、四五億円(一・〇四倍)となつていて。財政投融資資金は一兆九、九三七億円(一・一倍)、一般会計からは行政部費〇・三億

円(〇・九九倍)が計上されている。有料道路の伸びよりも一般道路の伸びが抑制されているが、一般道路の中でも、一般国道(事業費一兆一、四五六億円、一・〇五倍)よりも、地方道(事業費六、九四二億円、一・〇二倍)の伸びが抑制されている。「生活に密着した道路整備にも配慮」(一九八六年度予算概算要求に関する社会党の申し入れに対する建設省の文書回答)との言葉と全く正反対の、バランスを欠いた概算要求である。

なお、道路予算概算要求の中には、揮発油税直入分三、三三六億六、一〇〇万円、前年度剩余金等一〇一億七、八〇〇万円が含まれている。

③ その他

治水事業費の財源として、河川法及び治水特別会計法の改正により、流水占有料等

収入二五〇億円を新たに徴収することが、建設省の要求として説明されている。ところが、流水占有料等の扱いに関する決定権は都道府県にあり、またその収入は基本的には都道府県に帰属するとされており、建設省もこのことを認めている(豊かで清らかな美しい河川をめざして—治水財源の拡充

担増をはかるうとする今回の措置は、二重、三重の意味で「危険」であり、わが党はこれに強く反対するとともに、その関連法案が提出された場合は、廃案をめざして闘う決意である。

ア、第四次都市公園等整備五箇年計画

「都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を四・九平方メートル(八五年度末)から六・〇平方メートル(九〇年度末)にする」と「大震火災時に避難地、避難路等となる防災公園、国民の健康の維持増進に資する公園、国民の多様なニーズに対応した公園等に重点を置いて整備を推進する」ことを目標に、以下の数字が示されている。

イ、第六次下水道整備五箇年計画

「下水処理人口の総人口に対する割合を三六%(八五年度末)から四八%(九〇年度末)にする」と、「下水道雨水排水整備率を三五%(八五年度末)から四六%(九〇年度末)にする」と「地方都市の下水道整備、公共用水域の水質保全、浸水対策の促進等に重点を置いて整備を推進する」ことを目標とし、総事業費一四兆一、〇〇〇億円(一般公共事業費九兆七、三三〇億

第4次都市公園等整備五箇年計画(案) (単位:百万円)

区分	第4次計画(案) (61~65年度)(A)	第3次計画 (56~60年度)(B)	倍率 (A/B)
住区基幹公園	(196,500) 1,243,700	(55,600) 915,300	(3.53) 1.36
都市基幹公園	(822,300) 1,170,100	(438,000) 770,100	(1.88) 1.52
特殊公園	286,400	223,400	1.28
大規模公園	(136,600) 376,100	(34,200) 217,700	(3.99) 1.73
緩衝緑地	(40,400) 121,200	(97,500) 168,900	(0.41) 0.72
都市緑地	277,700	179,400	1.55
緑道	(56,700) 81,800	(76,600) 108,500	(0.74) 0.75
国営公園	135,000	105,000	1.29
調査	8,000	1,700	4.71
計	(1,252,500) 3,700,000	(701,900) 2,690,000	(1.78) 1.38
調整費	0	190,000	—
合計	(1,252,500) 3,700,000	(701,900) 2,880,000	(1.78) 1.28

(注) 上段()内書は、防災公園分である。

第4次海岸事業五箇年計画(案) (昭和61~65年度)

(単位:億円)

区分	第3次五箇年計画				第4次五箇年計画(案)			
	計画額	シェア-	56年度~60年度実施額	累計進歩率	計画額	シェア-	61年度要求額	対前年比
海岸事業	8,200	100.0%	6,737	82.2%	10,800	100.0%		
うち建設省分	2,722	33.2%	2,219	81.5%	3,605	33.4%	448	1.00
災害関連・地方単独事業等	600				800			
調整費	500				—			
合計	9,300				11,600			

(注) 実施額の56年度~59年度は、補正及び調整費等を含み、60年度は当初予算額である。

円、地方単独事業費四兆三、六七〇億円)が計上されている。
ウ、第四次海岸事業五箇年計画
「要防護海岸延長の整備率を三五% (八
五年度末)から四六% (九〇年度末)に引き上げる」とこと、「良質な海岸保全施設のス

トックの形成に努めつつ、高潮対策、侵食対策の推進及び良好な海岸環境の保全と創出を図ることを目標に、別表の数字が掲げられている。
エ、第四次特定交通安全施設等整備事業
五箇年計画

「歩道等の緊急に必要な道路約一一万四、〇〇〇キロメートルについて、歩道等の整備を九〇年度までに概ね完了すること、交通弱者、特に身障者、高齢者への対策、情報社会への対応、国際化への対応等に重点を置いて整備を推進すること」を目標に、

(単位：億円)

以下の数字が計上されている。

オ、住宅建設五箇年計画

区分	第4次五箇年計画額(61~65年度) (A)	第3次五箇年計画 (56~60年度)		倍率		61年度要求		前年度事業費 (E)	倍率 (D)/(E)
		計画額 (B)	実績見込額(C)	(A)/(B)	(A)/(C)	事業費 (D)	進捗率 %		
特定交通安全事業	13,500	9,100	8,128	1.48	1.66	1,962	14.5	1,799	1.09
一種事業 (歩道及び自転車歩行者道等)	11,693	8,300	7,358	1.41	1.59	1,727	14.8	1,624	1.06
二種事業 (道路標識等)	1,807	800	770	2.26	2.35	235	13.0	175	1.34

- 道路標識及び道路情報提供装置等について助成措置を拡充する。

二、国土庁概算要求の問題点

一九八六年度国土庁概算要求は、一般会計二、三二八億円(〇・九九倍)、公共事業費一、〇四九億円(〇・九九倍)、行政部費二七九億円(〇・九九倍)となつてゐる他、財政投融資三、二五二億円(一・一五倍)となつております、内訳は別表の通りである(表-3、表-4)。

われわれは、先頃、国土庁に対して申し入れを行い、特に、災害対策予算の拡充を強く要求した。「災害対策の推進」の要求総額が対前年度比一・〇六倍と大きな伸びを示し、一見、われわれの要求と合致するよう見える。

それに述べた事柄を補足すれば、総建設戸数六、七〇〇、〇〇〇戸に対し、公的資金住宅は三、三九五、〇〇〇戸である。また、早期に最低居住水準未満居住の解消を図ることともに、二一世紀を目指した新たな誘導標準(標準四人世帯の専用面積が、都市居住型で九一平方メートル、一般型で一二三平方メートル)に向かって居住水準の向上に努める」と、「住環境の整備、高齢者に対する対策、既存ストックの有効活用、地域に根ざした住宅対策等の課題を踏まえた住宅の建設を促進する」ことが目標として掲げられている。

しかしながら、具体的な内容は、「防災意識の高揚等の推進」(一、一〇〇万円、一・二三倍)に最も高い伸びが与えられており、われわれと若干、ニュアンスが異なる。とは言え、桜島降灰被害対策を含む「活動火山対策の推進」や、防災対策情報をストックとして活用するための「防災情報ライブラリーの推進」に重点が置かれていることは、われわれの主張が取り入れられたことを意味し、社会党の災害対策に関する提案力・発案力を、一層、権威付けるものと言える。

ところで、国土庁に関連して、今年度中に作成される予定の四全総に関する動きが、先頃の中間報告以降、ほとんど伝えられていないことは憂慮すべきである。今後の二一世紀に向けた国土建設のマスター・プランたる文書であるから、ぜひとも国民に開かれた型で作る必要がある。地方公共団体、労働団体、市民団体等の声に、積極的に耳を傾けてほしい。同時に、三全総のような実効性のない文書にしてしまうのではなく、計画を作成したその後は、十分な国庫負担により、責任を持つて事業を執行するよう、強く希望する。

また、今年度中に改定される「土地利用基本計画」、「長期水需給計画」についても、民本的な討議を進めるよう要求する。

表-1 昭和61年度 建設省関係予算概算要求事業費・国費総括表

建設省
(単位:百万円)

事 項	事 業 費			国 費			摘要
	61年度要求額 (A)	前年度予算額 (B)	倍率 (A/B)	61年度要求額 (C)	前年度予算額 (D)	倍率 (C/D)	
道 路 整 備	5,231,664	4,970,696	1.05	1,801,278	1,826,000	0.99	1. 本表は、北海道開発庁、沖縄開発庁、 国土庁計上の建設省関係分を含む。
一 有	3,200,122	3,092,195	1.03	—	—	—	2. 国費には、ほかに特別会計で次のこと り要求している。
治 山 治 水	2,031,542	1,878,501	1.08	—	—	—	61年度要求額 前年度
急 倾 斜 地 等	1,476,621	1,450,454	1.02	861,975	869,591	0.99	道路整備
都 市 計 画	1,373,584	1,347,713	1.02	805,207	813,320	0.99	揮発油税直入分
公 下 水 道 等	4,481,0	4,481,0	1.00	2,752,2	2,717,1	1.01	111,000 百万円
市 街 地 再 開 発 等	5,822,7	5,793,1	1.01	2,946	2,910,0	1.01	前年度剰余金等
住 宅 対 策	1,116,209	1,069,589	1.04	668,356	677,895	0.99	10,178 9,424
災 告	97,177	75,619	1.29	1,859,5	1,259,5	1.48	資金運用部借入金
公共事業関係計	5,287,067	4,793,102	1.10	755,796	757,721	1.00	治水
一般公共事業計	1,342,839,1	1,256,011,3	1.07	4,195,165	4,233,481	0.99	流水占用料等収入
火 災	78,926	156,675	0.50	59,121	116,573	0.51	25,000 百万円
地 域 対 営 機	13,507,317	12,716,788	1.06	4,254,286	4,350,054	0.98	前年度剰余金
官 府 行 政 経 費	685,688	678,032	1.01	1,795	1,804	0.99	0 0
合 計	767,185	757,237	1.01	2,174,2	2,185,3	0.99	3. 事業費には、上記2の特別会計で要求 している国費見合い事業分及び新規要求 に係る公園・下水道の財投等対象事業分 を含む。
合 計	14,274,502	13,474,025	1.06	4,328,234	4,422,365	0.98	4. 住宅金融公庫関係事業費(61年度要 求額3,848,337百万円)を除く一般公共 事業費は、61年度要求額9,580,054百 万円(対前年度倍率1.04倍)である。

表-2 昭和61年度 建設省関係財政投融资等要求総括表

(単位:百万円)

資金内訳 区分	財政投融资			自己資金等との再計			摘要	要
	61年度要求額 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)	61年度要求額 (C)	前 年 度 (D)	倍 率 (C/D)		
住宅金融公庫	3,724,600	3,482,900	1.07	3,690,094	3,416,360	1.08		
住宅・都市整備公団	896,700	801,400	1.12	1,725,020	1,599,441	1.08	(ほかに鉄道分として、財政投融资700百万円(前年度600百万円)、自己資金等との再計1,574百万円(前年度1,265百万円)がある。	
小 計	4,621,300	4,284,300	1.08	5,415,114	5,015,801	1.08		
日本道路公団	1,526,100	1,396,400	1.09	2,941,605	2,715,396	1.08		
首都高速道路公団	1,761,00	1,57,000	1.12	4,09,270	3,79,810	1.08		
阪神高速道路公団	1,55,500	1,25,600	1.24	2,96,842	2,61,060	1.14		
本州四国連絡橋公団	136,021	123,500	1.10	288,443	274,750	1.05	(ほかに鉄道分として、財政投融资77,001百万円(前年度69,000百万円)、自己資金等との再計1,43,110百万円(前年度136,591百万円)がある。	
小 計	1,993,721	1,802,500	1.11	3,936,160	3,631,016	1.08		
都市開発資金融通特別会計	23,000	19,000	1.21	50,432	48,374	1.04		
日本下水道事業団	20,000	0	—	31,446	0	—		
合 計	6,658,021	6,105,800	1.09	9,433,152	8,695,191	1.08		

表-3 昭和61年度 国土庁予算概算要求総括表

(単位:百万円)

区分	61年度 要求額(A)	前年 度 予算額(B)	比較 増減 (A-B)	倍率 (A/B)
1. 公共事業関係費	204,857	207,194	△ 2,337	0.99
水資源開発事業費	59,580	59,643	△ 63	1.00
離島振興事業費	134,630	136,809	△ 2,179	0.98
農村総合整備計画調査費	289	289	0	1.00
国土総合開発事業調整費	1,035.8	1,045.3	△ 9.5	0.99
2. 行政部費	27,901	28,271	△ 370	0.99
(1) 國土計画の推進	1,095	1,110	△ 15	0.99
(2) 総合的土地対策の推進	13,745	14,083	△ 338	0.98
(3) 総合的な水資源対策の推進	206	206	0	1.00
(4) 大都市圏整備の推進	819	830	△ 11	0.99
(5) 地方振興の推進	5,679	5,821	△ 142	0.98
(6) 地域振興整備公団の事業の推進	1,800	1,821	△ 21	0.99
(7) 災害対策の推進	966	911	55	1.06
(8) その他の	3,591	3,489	102	1.03
合 計	232,758	235,465	△ 2,707	0.99

注) 離島振興事業費には、他に道路整備特別会計及び空港整備特別会計の直入分 5,440 百万円
(前年度 3,629 百万円) がある。

表-4 昭和61年度 国土庁関係財政投融資計画等要求総括表

(単位:億円)

機関別	区分	財政投融資				自己 資金等	合 計	
		産業投資 特別会計	資金運用 部・簡保 資金	政府保証債 ・政府保証 借入金	計			
地域振興 整備公団	61年度計画	—	415	390	805	480	1,285	
	60年度計画	—	362	360	722	519	1,241	
	比較増減	—	53	30	83	△ 39	44	
業務別内訳	地方都市開発整備等業務	61年度計画	—	127	189	316	236	552
	60年度計画	—	96	145	241	205	446	
	比較増減	—	31	44	75	31	106	
工業再配置 業務	61年度計画	—	109	181	290	205	495	
	60年度計画	—	116	195	311	240	551	
	比較増減	—	△ 7	△ 14	△ 21	△ 35	△ 56	
産炭地域 振興業務	61年度計画	—	179	20	199	39	238	
	60年度計画	—	150	20	170	74	244	
	比較増減	—	29	0	29	△ 35	△ 6	
水資源 開発公団	61年度計画	—	1,195	0	1,195	1,780	2,975	
	60年度計画	—	867	100	967	1,807	2,774	
	比較増減	—	328	△ 100	228	△ 27	201	
北海道東北 開発公庫	61年度計画	40	584	624	1,248	232	1,480	
	60年度計画	27	380	740	1,147	203	1,350	
	比較増減	13	204	△ 116	101	29	130	
奄美群島開発基 金	61年度計画	4	—	—	4	36	40	
	60年度計画	3	—	—	3	40	43	
	比較増減	1	—	—	1	△ 4	△ 3	
合 計	61年度計画	44	2,194	1,014	3,252	2,528	5,780	
	60年度計画	30	1,609	1,200	2,839	2,569	5,408	
	比較増減	14	585	△ 186	413	△ 41	372	

〔地方財政関係〕

推移」34頁参照。

六〇年度の五、八〇〇億円の財源不足の発生は、政府による地方への財政転稼の露骨な攻撃であったが、行革審の報告等を受けて六一年度は地方自治法改悪や交付税への切り込み等を策す動きがある。地方自治は民主を養う根幹であり、国民に最も近い政治・行政の危機は地域の経済、生活環境に顕著に悪影響をもたらしている。

一、概算要求の概要

(一) 地方交付税

六一年度の地方交付税の概算要求は、一〇兆三、五五四億円(①国税三税の収入見込み額三兆一、四三四億円の法定操入率三二%)分一〇兆二、八五九億円、②昭和五九年度精算額マイナス一四七億円、③特例措置分八四二億円(ア、利差臨特六四六億円、イ、地域特例臨特一〇四億円、ウ、六〇年度臨時財政特例分九二億円(④財対臨特等相当分は地財対策時まで保留)、対前年度六・九%増となつてているが、既往借入金利子充当分三、六八三億円を引き、返還金六億円を加えた地方団体への交付額は九兆九、八七七億円、対前年度五・七%増となる(表「地方交付税算定基礎」)。

地方交付税は六〇年度において対前年度比一〇・六%六一年度において対前年度五・七%と国税収入の増加に伴い伸びを示しているが、地方財政計画におけるシェアは五〇年度の二五・七%から五八年には二二・九%、そして六〇年度には二〇・二%まで低下しており、地方税制度の改正が進まぬなかで地方の一般財源は国庫支出金の減少も手伝つて大きな圧迫を受けている。

(二) 地方債計画

六一年度地方債計画は、普通会計分三兆三、七六〇億円(対前年度比マイナス一四・五%)、その他会計分二兆五、二〇〇億円(同マイナス〇・二%)、総額五兆九、〇〇〇億円(同マイナス九・〇%)となつていて。特徴的には、一般会計債においては公営住宅(△一〇・六%)、義務教育施設(△一二・一%)、高等学

校(△一四%)、地域財政特例対策(△六六・七%)及び調整額が皆減し三、七〇一億円の減。公営企業債では電気・ガス・駐車場関係等(△三六・三%)、レク・スポーツ施設(△二一・五%)、また臨時財政特例債が大幅に減額されている。

地方債の資金区分は、六〇年度とほぼ同率であり、政府資金五八・六%、公営公庫資金一七・三%、民間資金二四・一%(うち縁故債が〇・二%上昇し一四・一%)となつている。また、償還期限について各五年延長の改定案が示されている。

地方債は、五九年度、六〇年度につづき三年連続の減額となり地方財政計画における依存度も引き下げられるが、地方借入金残高が六〇年度末で五六・四兆円(うち地方債残高は四一・八兆円)となつており国債(同一三二・九億円)と同様、地方財政の借金構造が顕著であること、また、国庫支出金の年々の減額のもとで地方財政が圧迫され地域経済に悪影響を与えていたなかで公債比率の低い団体をも地方債発行を抑制させていくこと等の問題が存在している。

(三) その他

概算要求時点においては、地方税収入を含めた全体の地方財政計画が提示されず交付税・地方債のみの不透明なものとなつていて

地方交付税算定基礎・推移

(単位: 億円)

区分	年度	52'	53'	54'	55'	56'	57'	58'	59'	60'	61'
国 税 三 稅 (A)		(130,820) 139,190	164,750	177,560	211,910	251,236	235,920	249,020	273,100	299,690	321,434
(A) × 3.2% (繰入率) (B)		45,501	52,720	56,820	67,811	80,396	75,494	79,686	87,372	95,901	102,859
精 算 分		596	-182	1,918	1,160	...	-142	-7,992	1,209	..	-147
特 例 措 置 分		124	470	536	550	...	-1,135	1,457	1,760	1,000	842
臨時地方特例交付金		1,557	2,251	3,766	3,795	1,306	...	20
返 還 金		1	1	3	1	0	28	2	1	20	6
借 入 金		9,400	16,460	22,800	8,950	1,759	17,531	18,958
借 入 金 償 還		-124	1,320	-2,556	-3,620
借入金等利息充当分		-3,446	-3,638	-3,694	-3,683	
計		57,055	70,400	83,287	78,647	83,461	91,776	88,685	86,724	93,227	99,877
前 年 度 か ら の 繰 越 分		6,197	3,705	1,272	...
翌 年 度 へ 繰 越 分		6,197	3,705	1,272
(C / A)		(41.0)	(42.7)	(43.4)	(38.3)	(34.7)	(38.9)	(35.6)	(31.3)	(31.5)	(31.07)
合 計 (C)		57,055	70,400	77,090	81,140	87,166	91,776	88,685	85,452	94,499	99,877
(B - C)		(11,554)	(17,680)	(20,270)	(13,329)	(6,770)	(16,282)	(8,999)	(-1,920)	(-1,402)	(-2,677)
普 通 交 付 税		53,631	66,175	72,473	76,049	81,936	86,152	83,362	80,112	88,810	
特 别 交 付 税		3,424	4,225	4,617	5,091	5,230	5,624	5,323	5,115	5,680	

(注) 52' は国税三法が)内に減額補正されたが特別法によって繰入額は第一次補正額に据置、後年度精算は行わないとされた。

1975年度以降の財源不足額とその補てん措置

(単位: 億円・%)

区 分	左 の 補 て ん 措 置										地方債の増額 (参考)
	地 方 交 付 税 の 増 額										
年 度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K/B
50年度(補正)	220,322	21,831	—	—	—	—	11,199.8	—	11,199.8	51.3	10,632
51年度(当初)	252,595	26,200	599	—	—	—	13,141	—	13,700	52.3	12,500
52 "	288,365	20,700	950	—	—	—	9,400	—	10,350	50.0	10,350
53 "	343,396	30,500	1,500	—	—	—	15,500	—	17,000	55.7	13,500
54 "	388,014	41,000	1,800	—	—	—	22,800	—	24,600	60.0	16,400
55 "	416,426	20,550	1,300	—	—	—	8,950	—	10,250	49.9	10,300
56 "	445,505	10,300	1,300	1,910	—	△1,130	1,320	—	3,400	33.0	6,900
57年度(補正)(当初470,542)	474,256	27,119	—	—	—	—	15,433	—	15,433	56.9	11,686
58年度(当初)	474,860	29,900	—	—	1,135	7	18,958	△3,446	16,654	55.7	13,246
59年度(当初)	482,892	15,100	—	1,289	1,760	—	—	—	3,049	20.2	12,051
60年度(当初)	505,271	5,800	—	—	—	—	△3,694	△2,694	—	4,800	82.8
											1.1

(注) 59年度の交付税特別会計利子負担(3,638億円)は、財源不足額に算入されている。

ため、六一年度地方財政の全体像が把握出来ない問題点は常に指摘してきたところであるが、六一年度においては、六〇年度限りの特例措置とされた国庫補助金の一律カット問題もいまだ結論が出されていない。大蔵・自治・厚生の三省によつて協議するとされ、与野党政審政調会長会談においては概算要求時までに結論を出すという約束にも関わらず今日に至つては、六〇年度と同様政府予算編成時に再び特例の延長を強要してくるか、また、新たな地方への財政転嫁措置を打ち出してくる恐れがある。現に厚生省は高率補助率一律引下げの継続を前提に総額一兆一、一〇〇億円の当然増等の削減を前提とした概算要求を行つてゐる。

二 地方財政の問題点

(一) 地域経済における地方財政の位置

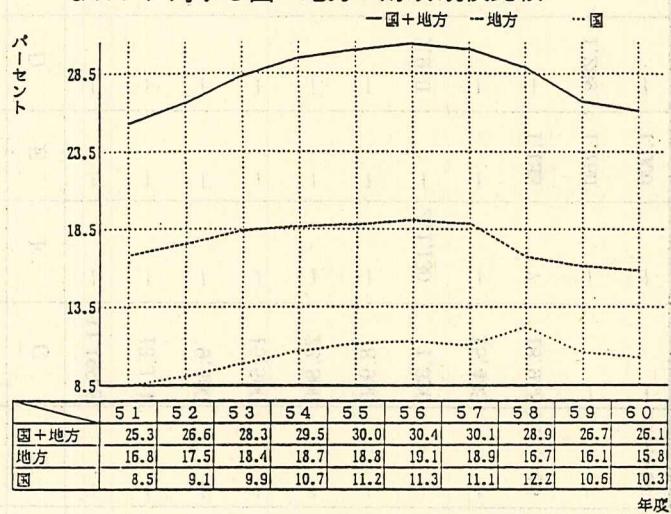
低下

五六年度以来の緊縮財政によつて国・地方の経済活動に占める位置が低下し、そのことが地域財政、内需拡大に悪影響を与えてゐる。特に行政投資はその六五%以上が地方自治体

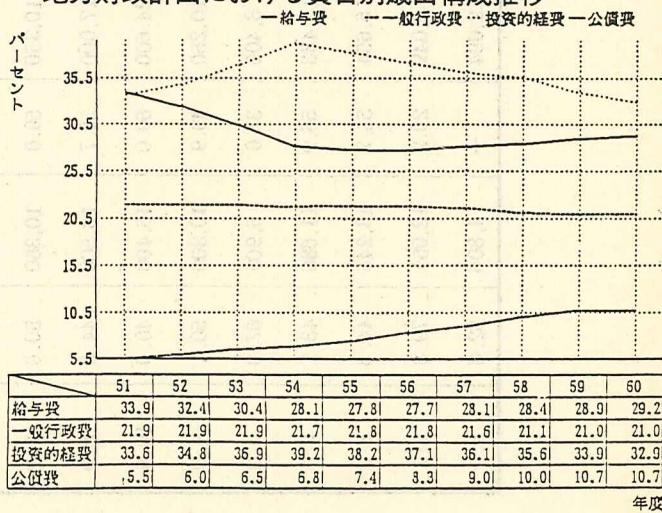
に於けるもので、六一年度においては、六〇年度限りの特例措置とされた国庫補助金の一律カット問題もいまだ結論が出されていない。大蔵・自治・厚生の三省によつて協議するとされ、与野党政審政調会長会談においては概算要求時までに結論を出すという約束にも関わらず今日に至つては、六〇年度と同様政府予算編成時に再び特例の延長を強要してくるか、また、新たな地方への財政転嫁措置を打ち出してくる恐れがある。現に厚生省は高率補助率一律引下げの継続を前提に総額一兆一、一〇〇億円の当然増等の削減を前提とした概算要求を行つてゐる。

を通じておこなわれており、国庫支出金の減額、地方債発行の抑制等はG N Pにおける行政投資のウェイト・ダウンをもたらしている（グラフ参照）。

G N Pに対する国・地方の財政規模比較



地方財政計画における費目別歳出構成推移



(二) 地方財政への負担転嫁

低下

こうした状況のもとで地方財政計画は大きな狂いを示し、そのしわ寄せは自治体が自主的に推進する単独事業に現われ、地方財政計画と決算のかい離は非常に大きくなつてゐる（グラフ参照）。このことは、自治体の自主行

なさをうけていることを表すばかりか、地域における給付・サービス・施設整備が停滞・切り下され、地域経済の停滞にもつながつてゐると指摘できる。

前述した通り六〇年度においては五、八〇〇億円の財源不足が国の押しつけにより創出させられた。そして、六一年度における決着はいまだ未定の状況にある。加えて、六一年度においても一部の「聖域」を除いて一般歳出は削減の方向にあり、予算の当然増が抑制

されることは必ず社会保障・文教・公共投資面における給付・サービスの切り下げと地方財政への実質的負担転嫁をもたらす。財界の一部には公債費と交付税が一般歳出を圧迫しており地方財政は国にくらべると裕福であるとして交付税への切り込みを主張したり、また不交付団体への国庫補助を切り下げる動きも大蔵省を中心としてある。しかし、こうした動きは中曾根内閣の「戦後政治の総決算」に象徴される政府の国民生活に対する責任の放棄であり、国・地方の事務・事業の再配分なき地方への財政転嫁であり、福祉・文教政策の全面的後退を意味するばかりか日本経済の課題である内需振興にとっても大きな阻害となつていることは論を待たない。

(三) 地方税整視と税負担苦

租税総額に占める地方税は五九年度においては三六・四%であるが、実際の行政はその多くが自治体を通じて行われる関係から地方へ実配分される額は六九・九%におよんでいる。そして地方財政計画に占める地方税の比率は五九年度四二・二%（六〇年度四四・六%）に過ぎない。そして、その地方税は政府が生みだした多くの非課税措置によって更に減収を強いられている（表「地方税の非課税措置」参照）。しかも、個人住民税については物価上昇等に適正に見合った減税措置が行われぬため税の重負担が続き、零細企業の均等

地方税における非課税措置による減収額（自治省試算）

（単位：億円）

年 度		42	45	50	55	56	57	58	59
区 分									
道民 府税 県	国税の租税特別措置	223	402	526	549	704	983	928	1024
	地方税法の非課税等特別措置	61	76	168	248	260	283	293	307
	計	284	478	694	797	964	1221	1221	1331
事業 税	国税の租税特別措置	101	251	21	+1090	+1268	+1545	+1483	+1313
	地方税法の非課税等特別措置	110	172	247	585	631	737	809	827
	計	211	423	268	+505	+637	+808	+674	+486
市民 町税 村	国税の租税特別措置	463	628	925	823	993	1285	1194	1411
	地方税法の非課税等特別措置	103	114	256	426	448	492	520	539
	計	566	742	1181	1249	1441	1780	1714	1950
固産 定税 資	国税の租税特別措置	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方税法の非課税等特別措置	310	567	1031	1440	1632	1781	1912	1943
	計	310	567	1031	1440	1632	1781	1912	1943
電ス 気税 ガ	国税の租税特別措置	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方税法の非課税等特別措置	245	470	808	957	1396	1367	1253	1152
	計	245	470	808	957	1396	1367	1253	1152
合 計	国税の租税特別措置	787	1281	1472	(358) 282	(594) 429	(841) 681	(778) 639	1122
	地方税法の非課税等特別措置	829	1399	2510	3656	4367	4660	4787	4768
	計 (A)	1616	2680	3982	3983	4796	5341	5426	5890
	うち交際費課税特例 (B)	+227	+431	+1113	+2522 (6536)	+2854 (7815)	+3294 (8795)	+3349 (8914)	+3358
	差 引 (A-B)	1843	3111	5095	6460	7650	8635	8775	9248

注 昭和53年度から58年度までの二段書きは、この間、エネルギー対策等の投資促進税制に係る減税見込み額が表の外書きとなっていたため。（）内数値はこの減税見込み額を加えた数値。

割の相次ぐ引き上げともあいまつて住民の税負担は拡大している。

地方財政計画と決算					(単位一億円)						
	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50兆円
計画	給与関係費	109,623	一般行政費	補助事業	単独事業		350,643				
53'		69,291	68,870	58,704							
決算	124,362 (+13.4)	84,556(+22.0)	75,096(+9.0)	44,859			373,048				
				(-23.6)							
計画	117,963	75,601	78,363	67,692			390,443				
54'											
決算	131,845 (+11.8)	93,464(+23.6)	84,512(+7.8)	49,303			410,113				
				(-27.2)							
計画	127,660	80,281	78,797	72,662			418,828				
55'											
決算	142,585 (+11.7)	102,886(+28.2)	85,650(+8.7)	52,206			442,916				
				(-28.2)							
計画	136,532	85,034	78,989	78,535			449,889				
56'											
決算	153,453 (+12.4)	109,156(+28.4)	85,546 (+8.3)	57,232			475,060				
				(-27.1)							
計画	140,012	90,485	77,239	85,143			473,760				
57'											
決算	155,622 (+11.1)	115,171 (+27.3)	82,475 (+6.8)	62,331 (-26.8)			495,060				

〔四〕自主行政権の侵害
「行革審」、中曾根内閣は、地方行革を協調しているが、その内実は地方の自主的な住民のための行政改革努力を阻害し、中央集権を強め、自治体を住民監視機関に変質させようとするに他ならない。特に、六〇年度においては、「地方行革大綱」の強要、指紋押捺問題、給与への介入等、自治体への介入が強まりつづある。「行革審」は機関委任事務の見直しを指摘する一方で國の代執行権の強化を目指す地方自治法の改悪すら打ち出しており、予算における地方財政の脆弱化の進行とともに憲法で保障され、地域の中に定着した地方自治を形骸化させようとする動きは露骨に強まつてきているといえる。

三、我々の要求の重点

(一) 当面の緊急課題について

行政サービスの拡充強化と分権・自治の推進こそ国民の生活を優先する行革の道であり、我々は、六一年度予算においては自治体の単独事業の拡大、福祉・医療・教育の拡充と生活施設の推進、そして、個人住民税の大幅減税等、積極財政への転換を求めるとともに、人勧の不完全実施や厚生年金・国民年金改悪に連動した共済年金改悪など勤労国民の所得抑制や給付の切り下げ・負担増に反対する。また、住民ニーズに基づいた行革推進の

ため、機関委任事務・許認可の廃止・合理化、「地方行革大綱」に象徴される自治体の行財政への介入の中止を強く求めるとともに、地方自治の根幹に関わる國の代執行権の強化を目指す地方自治法の改悪反対を「行革審」の自治への介入中止、地方制度調査会での徹底討議を要求するなかで追及している。

更に、自治体行財政の拡充が住民から求められている状況にあって、六一年度においては国家補助金の一律カットはもとより、義務教育費国庫負担の自治体への転嫁、あるいは交付税の特例減額等自治体財政への如何なる形であれ、負担転嫁を許さない。國と地方の民主的関係の樹立を目指し、自治体の行財政権の拡充・強化を求める。

(二) 地方財政の豊富化

地方財政の豊富化を実現するため、地方に関わる予算・法制度の改正については地方の発言権を保障し國政への自治体の参加を進めると、地方制度調査会を強化・再編し「地方自治委員会」を創設すること、そして、自治体の超過負担の解消、基準財政需要額の算定適正化をはかるなかで地方の財政需要を的確に把握し交付税率の引き上げ、地方税の拡充、自治体の地方債発行権限の強化を追及する。

国が負担すべき直轄事業における地方負担、交付税特別会計の既往の借金、市町村国

民健康保険事業会計の負担増、六〇年度国庫補助金等の特例措置の償還費等については速やかな完全補填を要求する。

地方税においては、法人事業税に対する外形標準課税の導入(資本金一億円以上)、事業所得・社会保険診療報酬・産業用電気税等の課税適正化を推進するとともに、個人住民税の物価調整減税制度の制度化、中小零細企業の均等割の適正化を追及する。

(三) 行政サービスの拡充

地下鉄・バス交通、水道事業等に対する補助・助成の強化をはかり、住民ニーズに基づいた公営企業の充実を推進するとともに、コンピューター・セキュリティーの確立、プライバシー保護条例制定の推進、外国人登録法の改正による指紋押捺制度の廃止、INS等高度情報化への対策の確立等を追及する。公有地の民間企業への払い下げ、公営事業部門の民営・下請・委託や公共事業における「民間活力の導入」に対しては、住民生活の安全性・負担・サービスの質の面から反対し、自治体と住民主導のまちづくり、自治体行政サービスの拡充を追及する。

一九八五・一〇・一四

第一〇三回臨時国会闘争方針

日本社会党国会対策委員会

戦後政治の総決算をかかげて、「改憲」への下地を着々とすすめている中曾根内閣は、第一〇二回国会終了後は、一段とその露骨性を増している。すなわち防衛費問題、行政改革（教育改革、国鉄改革、地方行革など）、靖国公式参拝等、各種の諮問機関や政府の協議機関で「慎重に審議」したという形式をとりながら、審議の方向や結論が自分の意にかなうよう、巧みに仕組んでおり、まさに国民の眼を欺きながら、権力集中を図っている。

社会党は、こうした中曾根内閣の本質を国民の前に明らかにするためにこの臨時国会において、「防衛費GNP比一%枠撤廃」、「靖国神社公式参拝」、「国民総スペイ法」の三つの闘いを三位一体の闘争として、百万人全国行動や五〇〇〇万署名運動などと連携を強め、

院内外の広汎な力を結集した闘いをすすめてゆくとともに、「中曾根政治の総決算」をめざし、野党間の結束を強め、衆・参一体となつて中曾根内閣の軍事大国化をめざす危険な政治姿勢と全面対決し、反核・軍縮、国民生活の向上、民主主義擁護のための闘争をすすめ、国民の期待にそろ決意で、第一〇三臨時国会にのぞむものである。

一、防衛費「対GNP一%枠」を厳守させる「五九中業」を新防衛力整備五ヶ年計画として、総額明示方式をとり防衛庁の内部計画から格上げして国防会議、閣議決定として「新たな歯止め」にすると言っているが、専守防衛から攻撃型への転換であるとともに、一%突破は明らかである。社会党は予算委員会等において厳しく追及してゆ

くとともにあくまで政府公約である「1%

枠厳守」させるため、重大な決意をもつて

闘いをすすめていく。

二、憲法、人権を守る闘い

歴代政府が違憲のおそれありとしてきた

靖国神社公式参拝を徹底的に追及し、「国民

総スペイ法」を廃案に追い込むなど、戦前

回帰を企図する中曾根政治の「新国家主義」

の言動の撤回を迫つてゆく。また、指紋押

捺問題など人権を守るたたかいを強めてゆく。

三、政策減税等の実現をはかる

前国会で約束した教育減税、寝たきり老

人や単身赴任減税の実施規模、方式等を早

急に協議し、五月四日の休日法制化とともに

に実現する。

また一兆円規模の所得減税を六〇年度中に

に結論を出すよう強く要求する。大型間接

税導入は認めない。

四、最高裁より違憲とされた一票の格差是正をはかる

定数是正については、提出している野党

統一案の実現のため審議をすすめる。さら

に六〇年国調の推移をみて検討を深める。

その際、小選挙区制への導入口となる二

人区には、あくまで反対する。

五、人事院勧告の完全実施を

人事院勧告の完全実施をせまり、速やか

に給与法改正案を提出するよう要求する。

六、「暮らせる年金制度」の実現をめざす

共済四法案の徹底審議をはかり政府案の

欺瞞性を徹底的に追及するとともに、社会

党の「国民が暮らせる年金」を対置して、

福祉の向上をはかつてゆく。

七、国鉄の民営、分割に反対する

国民不在の不当な国鉄民営分割の答申を

徹底的に追及し、しんの国鉄再建の方向を

五〇〇〇万署名運動などと連携を強め、國

民のための総合交通政策をはかつてゆく。

八、地方行革および臨教審の中間答申など、

一九八五・九・二十四

行革具体化方策の閣議決定について

日本社会党

閣の軍事大国志向、防衛力増強路線と結びついた極めて危険なものといわざるをえない。

一、内閣の「総合調整機能強化」のため、内政・外政の各調整室、安全保障室等を内閣官房に設置するというが、それによって総理のもとに権力を集中、独断政治のシステ

中曾根政治の手法と内容を追及し、地方自治・教育などの民主化をはかつてゆく。

九、衆参の全ての常任委員会・特別委員会を積極的に開き、明年度の予算編成にむけて国民的要請をおこない、政策減税の年度内実施、明年度所得税減税、福祉の拡充、人

事院勧告完全実施、内需拡大と貿易摩擦対策の実施などを要求するとともに、高率補助一率削減・生協規制・間接税導入・農産物市場開放などに反対し、中曾根政治の統点検と政治転換を求める戦いをすすめてゆく。

ムとする意図がある。

一、現在の国防会議を廃止して「安全保障會議」を設置することも、それによっていわゆる「防衛」戦略機能の日常化を図り、「総合安保体制」確立への布石とすることが企まれている。

一、内閣官房には新たに顧問、参与等を配置できるようとするというが、中曾根首相による各種審議委員選任の事例にみられるように、これによって国の権力体制をさらに私物化し、公正を欠くものとするおそれが強まるというべきである。

一、危機管理のための情報ネットワークの整備、国立試験研究機関に対する人事計画の策定を含む整理合理化、産学官等の研究交流の強化等、一連の措置は、その運用によつて総理の「超権力体制」をきずき、科学技術や学問の領域にまでそれを拡大する危険がある。例えばSD-I 戰略構想への協力が現実の日程にそぼろとしているときだけに、これは深刻な危険といわざるをえない。

一、地方自治への介入、支配の意図も露骨である。特に職務執行命令訴訟制度の見直しは地方自治の根幹にかかる改悪といふべきである。また、各種規制緩和や国有地の払下げ等をつうじて「民間活力の導入」を図るというが、そのなかで公共・民間各セ

ンターの役割分担をゆがめ、住民を犠牲に財界とのゆきを強める一方、自治体・住民への実質的管理強化が企まれている。

一、わが党は中曾根首相の「新国家主義」に基づく「行政改革」のこのような危険性をすることを強く要求するものである。

一九八五・一〇・八

「村山調査会」の中間報告に関する（談話）

日本社会党政策審議会長

嶋崎譲

一、「村山調査会」の「税制改革の中間報告」は、所得税減税と大型間接税導入の抱合せ

実施を企図したもので国民の税に対する不信感を払拭し、税の公平な負担を実現するとともに今日必要な内需拡大と財政再建に資する税制改革にこたえる内容となつてい

ない。

一、わが国企業の税負担が必ずしも国際的に高い水準にはないというのは当然であるが、現在の企業の実体を踏まえるならば、赤字法人への課税問題にとどまらず、法人課税の基本的検討こそ行うべきである（法人税率構造）。法人税負担が国際競争力を奪うとの財界の主張は貿易摩擦の激化している状況の下では最早説得力をもたない。

一、「課税ベースの広い間接税」として、「日本型間接税」の新設を検討すべきだと主張しているが、現行の不公平税制の是正、各種特別減免税措置の抜本的整理こそ緊急課

国民の前で明らかにし、具体的法案と厳しく対決していくと同時に、平和・分権・自治の理念に立つ国民のための行政改革の方途を国会の場で、国民の支持のもとに推進することを強く要求するものである。

題であり、それなくしては、負担の不公平

を助長するだけであり、しかも、中長期対

応によって経済の内需的成長路線に転換し

なければならぬ現状からすれば経済政策
上の観点からも反対せざるをえない。

一、シャウプ以来の抜本的税制改革は社会経

済の変化に対応した税制改革として欠かせ

ないが、それは、国民の参加と合意による

税制、公平の徹底的追求、二一世紀を展望

した税制改革でなければならない。わが党
は初めに大型間接税の導入ありきではない
開かれた議論を改めて要求していく。

本日政府は、国民生活に大きな影響を与え
ざるを得ない「国鉄改革のための基本方針」
を決定した。

わが党はこれまで、国鉄問題はきわめて大
きな政治課題であり、その真の再建には、国
民全体の合意形成が不可欠であるとの認識に
立ち、政府に対し、そのための努力をすべき
ことを繰り返し要求してきた。

しかしながら、このたびの政府の決定は、
密室審議の中でもまとめた「分割・民営化」を
柱とした内容にそのままそつたものであり、
①国鉄をこれまでの危機に追い込んだ政府自
らの反省はなく、②全国ネットワークを崩壊
させ、③地方交通線を切り捨て、④その後始
末を国民と国鉄関係労働者の犠牲で行なうと
いうものであり、きわめて許し難いものであ
る。

したがつてわが党は、このようなく理不尽
な国鉄解体の方針に強く抗議するとともに、

一九八五・一〇・一一

国鉄解体方針に強く抗議する（談話）

日本社会党国鉄再建対策委員会委員長
小柳勇

国民の足を守り、労働者と家族の不安を解消
するために真の国鉄再建をめざし広汎な国民
とともに全力をあげて闘う決意である。

一九八五・九・五

伊方原発三号炉第二次公開ヒアリングについての申し入れ

一九八五年九月五日

る疑問に十分答えるものにすること。
同時に、専門家、学者などの討論への参
加も保障すること。

従来各地で実施されてきた公開ヒアリング

については、余りにも形式的でしかも非民主的であり、根本的に改革する必要のあることが、回を重ねることに、多数の国民や関係者がから指摘されている。今や改革の必要性は、立地自治体の行政関係者さえ、主張するところとなっている。

にもかかわらず、今回の第二次公開ヒアリングについても、従来とまったく同様の、建設を前提とした、若干の住民の声を聞くだけの、形式的なものを開催する計画が発表された。

われわれは、この余りにも無反省で官僚的なおしつけにたいし、心から憤りを感じるとともに、次のような民主的制度に改革することと、それが実現しない場合は、公開ヒアリングを中止するよう、強く申し入れるものである。

記

一 原発建設可否の最終決定は、当該市・町・

村及び隣接市・町・村の三分の二以上の賛成を要する住民投票等、あくまでも主権者である関係住民の直接の意志によって決定する方式に改めること。

二 前項を前提として、それに先行する公開ヒアリングの運営方法については、関係住民の意志が正しく反映されるよう、従来の方式を廃止し、次のような方式をとること。
1 関係地域住民が、原発に関する諸問題を自由に検討し、討議に参加するために、住民が要求するすべての資料を公開提示すること。

2 質疑・応答・討論は、意見陳述人の選別、人数及び質問時間の制限など、従来の運営方法を抜本的に改革して、徹底した論議をおこない、関係住民がもつてい

科学技術庁長官
竹内黎一殿

日本社会党中央執行委員会
委員長 石橋政嗣
日本労働組合総評議会
議長 黒川武
原水爆禁止日本国民会議
代表委員 森滝市郎
伊方原発三号炉公開ヒアリング
反対愛媛県民共闘会議
議長 田中恒利

桜島火山対策に関する申し入れ

鹿児島県桜島火山の活動の活発化による周辺住民への被害は、近年、特に深刻さを増して

おり、とりわけ、本年七月二八日午前九時から二九日午前九時までの日降灰量が二、四七六グラム（一平方メートル当たり）という観測史上最高値を記録するなど、筆舌に尽くし難い甚大な被害が発生している。

人口五〇万人の都市の中で活火山として活動している実例は世界的に唯一であることに鑑み、一般の市民生活はもちろんのこと、学校教育、當農活動、商店経営など、様々な分野に係るこれらの被害を除去、もしくは軽減するため、(1)現行火山対策事業の事業費の拡大、(2)補助率と補助対象の拡大、(3)新技術の開発・導入とそれに対する補助の新設が必要である。

以上のような観点により、緊急かつ具体的な以下の対策を早期に実現するよう、政府に對し、強く申し入れるものである。

記

一、緊急降灰除去体制について抜本的な見直しを行うこと。

一、第三次火山噴火予知計画にもとづき、観測・研究体制を一層、強化すること。

一、桜島周辺の国道・地方道の事業費を拡充し、事業の促進をはかること。

一、桜島内の山林及び河川に対する砂防事業、治山・治水事業を推進すること。

一、降灰防除地域については、既設の公民館の降灰防除施設整備事業に要する経費を、公立社会教育施設整備費補助の対象とするため、(1)現行火山対策事業の事業費の拡大、(2)補助率と補助対象の拡大、(3)新技術の

開発・導入とそれに対する補助の新設が必要である。

一、耐久性の強い被覆資材が開発された場合は、ビニールハウス設置後の被覆資材の張り替えについて補助の対象とすること。また、共同施設として設置するトンネルハウスについての補助を継続すること。

一、火山ガス及び降灰が農作物に及ぼす被害の実態調査及び耐ガス性の研究を推進し、野菜、果樹等に対する被害防止対策を確立するなど必要な措置をとること。

一、国民金融公庫及び中小企業金融公庫における降灰防除のための資金貸付制度を継続するとともに、環境衛生金融公庫を含むこれらの資金貸付制度の利率の引き下げ、融

資期間の延長並びに対象業種及び対象施設の拡大等を行うこと。

一、グランドをはじめとする学校施設の降灰除去に係る費用を助成すること。また、路面清掃車については、現在、降灰除去専用機種の研究開発が進められているが、電車軌道敷内の降灰除去についても同様の研究開発を進めること。

一、火山ガス及び降灰が人体に及ぼす影響についての調査研究並びに健康影響監視事業を継続すること。

一、降灰等による農作物の被害を防止するため、必要な事業量を確保するとともに、防災宮農施設整備計画の計画期間を一九八七年度以降も延長すること。

一、耐久性の強い被覆資材が開発された場合は、ビニールハウス設置後の被覆資材の張り替えについて補助の対象とすること。また、共同施設として設置するトンネルハウスについての補助を継続すること。

た、現行の園芸施設共済制度では、果樹の屋根掛ハウスは共済の対象となっていないので、降灰被害下における果樹栽培の安定をはかるため、これについても施設共済の対象とすること。

一、シイタケ栽培については、降灰により著しい被害を受けていたる状況に鑑み、事業量の確保をはかること。

一、桜島周辺海域に流出する軽石によつて生ずる漁業被害を防止するため、当面、浮遊軽石を除去する事業を継続するとともに、

より基本的な対策を講じること。

一、降灰除去費用の経費控除だけでなく、降灰下の一定水準の生活環境保持のため、屋根の改修、クーラー等の設置等についての特別の配慮について検討すること。

右、申し入れる。

一九八五年九月一八日

日本社会党災害対策特別委員長

佐藤観樹

国土長官 河本嘉久蔵 殿

編集後記

政策資料編集委員会
委員長 嶋崎
編集委員 細谷治 嘉譲
武部文 岡田利春
木島喜兵衛 佐藤觀樹
島田琢郎 森井忠良
野坂浩賢 清水勇
竹田四郎 藤田高敏
安永英雄 浜本万三
大木正吾 岩垂寿喜男
久保亘 船橋成幸
瀬尾忠博 沖崎利夫
小林高摩三 渡辺理
佐間田勝美 片山甚市
館林千里 渡辺三郎

兼事務局長
会計監査
定価一部 三〇〇円
送料一部 五〇円
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

「政策資料」購読料のお知らせ

「ぼうき星」とロマンを秘めていわれるこの彗星が、「汚れた雪だるま」以上のものになるのも時間の問題かもしれない、さみしい気持ちであるが、これらの技術がすべてよい方向に使われてもらいたいものである。

つくばの科学万博も先頃幕を閉じたが、子供へのインタビュー中、「なつてほしくない未来」といった女の子の言葉が妙に心にかかった。

K

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1985年11月1日発行

政策資料第230号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 嶋崎 謙

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
